

○東議長

皆さんおはようございます。

まず初めに、本日、横副町長より欠席届が提出されておりますので、ご了解のほどよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は、12名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。（午前9：30）

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

○東議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、3番中島議員。4番幸谷議員を指名します。

○東議長

日程第2、委員長報告を行います。まず、総務産業建設常任委員会、小山委員長、お願いします。小山委員長。

○小山総務産業建設常任委員会委員長

ただいまから、総務産業建設委員会（総務産業建設常任委員会の誤り）、委員長報告をいたします。

6月16日午前9時30分開会しました。出席者は、委員全員、町長・参事・所管の課長6人と主幹2人、傍聴者は3人でした。

本定例会提出議案の所管の部分について、議案第48号から順に説明がありました。

議案第48号は、上下水道課が所管する資材運搬用トラックの購入契約についてであり、給水タンク等を運搬するクレーン付き2トントラックであります。

議案第49号は、建設防災課が所管するCD-1型水槽付き消防ポンプ自動車購入契約についてであり、初期消火に対応した消防ポンプ自動車を、宍喰第6分団に常備することとあります。

議案第50号は、蛇王運動公園野球場の外野フェンス等の経年劣化に伴い、選手がフェンスに激突時のケガを防止する衝撃緩衝材を新たに設置更新するにあたり、利用者が安心・安全にプレーできる環境を確保するための工事請負契約であります。

議案第51号は、ホテルリビエラししきいの受水槽の老朽化に伴い、施設の安定した供給体制と安全な衛生環境を維持するため、受水槽一式を全面更新する工事請負契約であります。

議案第52号は、令和7年度の繰越事業であり、今後取水期に入り河川の増水が見込まれるため、工期の延伸をする変更請負契約であります。

議案第53号は、令和8年6月20日に前川清和監査委員が、任期満了を迎えることにあたり、同委員の再任の提案をするものであります。

議案第54号、令和8年度海陽町一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億6922万円を追加し、総額90億1222万円とするもの。歳出で議会費では、老朽化している議場の音響システム更新で備品購入費740万円。

総務費の主なもののうち、総務一般管理費設計委託料100万円は、川上集会所2階トイレを洋式化するもの。

駐車場整備工事請負費330万円は、宍喰庁舎駐車場に凹凸が発生しており、役場利用者の安全確保及び利便性向上のため、舗装工事を行うとのこととあります。

企画費 600 万円は、まぜのおかW I - F I 屋外エリア拡充事業で、利用者の利便性向上及び防災拠点としての通信インフラ機能を図るもの。

電子計算書システム改修委託料 450 万円は、海陽町の公式ホームページを改修し、アクセスしやすいホームページにリニューアルを図るものです。

防犯カメラ設置事業補助金 100 万円は、地域の防犯を目的として地域の防犯活動に取り組んでいただける団体へ、1 基 50 万円までの補助を行い、計 2 基分を計上しているとのことであります。

委員より、設置場所と今後の増設の考えはとの問いに、設置場所はこれから決めていくが、合せて協力いただける団体にも公募していくとのことでありました。

農林水産業費の主なものは、農業振興費設計委託料 300 万円は、芥附田中地区の農業用水路改修工事に係る設計委託料。

農林施設等管理費修繕料 44 万円は、角坂山村広場の浄化槽フタの経年劣化による修繕料。同じく、設計委託料 100 万円は、宍喰農村改善センター体育館及びステージの照明器具を L E D 化に変更する事業であります。

また農道新設改良工事請負費 1630 万円は、相川室津地区の農道舗装で農地管理を容易にし、農業経営の安定を図るものであります。

有害鳥獣捕獲報償費 50 万円は、令和 8 年度をサルを対象に、重点捕獲鳥獣と位置づけ、現行から 1 頭当たり報償金として 1 万円引き上げ、50 頭分とするもの。委員より、今回の重点捕獲報償金以外の報奨金はないのかとの問いに、報奨金としては無いが、オリに入ったサルの処分費として 1 頭当たり 1 万円に対応しているとのことであります。また、サルの捕獲実績はとの問いに、令和 6 年、7 年度合わせて 78 頭の実績。また猟友会の会員数と平均年齢はとの問いには、会員数は 70 人で平均年齢は 69 才とのことでありました。

造林育成事業工事請負費 90 万円は、竹ヶ島町有林の桜植栽地及び林道の除伐をするための計上。

林道維持補修費修繕料 300 万円は、今後の土砂災害等に備えるため、当初予算から補正するもの。水源林造成事業費備品購入費 100 万円は、今後の森林整備において必要となる森林調査用ドローンの購入費であります。

商工費の主なもののうち、観光費リトリートプログラム開発事業費 850 万円は、閑散期の集客が長年の課題であるため、年間を通して持続可能な観光誘客の仕組みをつくるための本事業を立ち上げるもの。

施設修繕工事請負費 776 万円は、当初予算の修繕の費用不足分を補正するものであります。

土木費の主なものは、道路維持費のうち測量設計委託料 198 万円は、ともに熟田地区で公民館下擁壁の老朽化による石積擁壁の修繕と排水路の老朽化によるコンクリート劣化の修繕を行うための修繕料であります。また、道路維持費のうち工事請負費 450 万円は、海部芝地区において、道路の傷みが激しく舗装を行うことにより道路の安全性を向上させるための舗装工事費。

また、道路メンテナンス事業、橋梁長寿命化改修事業合わせて 3 億 2130 万円の内訳は、橋梁修繕設計 9 橋分と、橋梁点検 298 橋のうち 52 橋分、そして、工事請負費の 4 橋分であります。

道路新設改良工事請負費 1800 万円は、町道浅川川東線の法面補強を行うものであります。

排水器具管理費施設修繕工事請負費 550 万円は、宍喰馳馬排水機場発電機の故障に伴う仮設電源設置工事であります。

公園費の宍喰地区地域防災公園事業合わせて 3360 万円の内訳は、仮設道路測量設計に 700 万円、残土処分場用地購入費として 1640 万円などであります。

消防費の主なものは、システム改修委託料 544 万円は、本年 5 月に気象庁から情報配信される内容が変更になり、その対応のため防災無線のシステム改修をするものです。

計画策定支援業務委託料2460万円の内訳は、地域防災計画・津波避難計画の見直しに 1140万円。ハザードマップ作成に900万円。地域強靱化計画策定に420万円であります。

また、津波対策費の測量設計委託料99万円は、鯖瀬地区避難路設置に伴う委託料であり、委員より、避難路設置場所については、その地区と協議が出来ているのかとの問いに、この事業は、地区からの要望であるとのことでありました。災害復旧費では、林道桑原谷における路肩崩壊に伴う災害復旧工事請負費200万円であります。

議案第57号、令和8年度水道事業会計補正予算（第1号）は、職員の人事異動に伴う補正であります。

議案第58号、令和8年度下水道事業会計補正予算（第1号）は、収益的収入及び支出では、職員の人事異動に伴う補正であり、資本的収入及び支出では、処理場建設改良費のうち、川西処理場工事950万円は、圧送ポンプ等の設備更新工事であります。

報告第3号、繰越明許費に係る繰越計算書の報告については、当委員会所管では、27件の報告がありました。

報告第4号、建設改良費繰越に係る繰越計算書の報告については、水道事業会計予算では、海南庁舎横善蔵川改修に伴う本設配水管布設事業の繰越。下水道事業会計予算では、穴喰公共下水道事業は久保駐在所前・県道久尾穴喰浦線における管渠工事及び舗装工事の繰越。また川西地区農村整備事業は、川西農業集落排水施設処理場に係る施設工事の繰越との報告がありました。

総務産業建設常任委員会関係について、概要は以上のとおりで、午前11時31分委員会を閉会いたしました。

以上で、総務産業建設常任委員会の委員長報告を終わります。

○東議長

これで総務産業建設常任委員会委員長報告を終わります。

続きまして、文教厚生常任委員会、佐川委員長をお願いします。

6番、佐川委員長。

○佐川文教厚生常任委員長

ただいまから文教厚生常任委員会の委員長報告をいたします。

6月15日午前10時14分に開会いたしました。出席者は委員全員、町長、副町長、教育長、参事2名、所管の課長6名、傍聴者は巡視のみを含め5名でした。

開会後、高校生と居場所及び子ども第三の居場所へ巡視を行い、その後、当委員会所管の6月定例議会で提出された協議事項について説明を受けましたので、抜粋して報告いたします。

議案第44号、海陽町高校生の居場所の設置及び管理に関する条例については、海南小学校東側で新築工事を進めておりました、高校生の居場所新築工事の完成及び令和8年7月21日の運営開始に向け、施設の設置及び管理に関する条例を定めるものでした。委員より、土、日、祝日が休所日になっているのが、居場所として休日に利用したいのでは、利用の際の受付について、個人情報への配慮を気軽に利用できるようなになっているのかとの問いに、海部高校のタウンミーティング、学校や部活動、部活終わりなどに過ごす場所がないとの話から事業を進めてきた経緯もあるが、今後運営していく中で高校生や地域の方などが利用者からの要望を聞き取り、休日使用も含め利用しやすい居場所となるよう考えていく。受付簿についても、個人情報に配慮したものとなるように考えていくとのことでした。また、委員から、地域の方が高校生だけの居場所と誤解している部分があるので、地域の方も利用できることを分かりやすく伝えてほしいとのことでありました。

議案第45号、海陽町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例については、災害弔慰金等の速やかな支給に向け、災害関連死について災害と死亡の因果関係を調査する機

関、海陽町災害弔慰金等支給審査委員会を設置する改正のことでした。委員より、支給審査委員会は何名の構成の予定かとの問いに、有事の際に必要なに応じて設置する予定で、3名から5名を想定しているとのことでした。

議案第46号、令和8年度タブレット端末等購入契約については、GIGAスクール構想第2弾に基づき、小中学校の学習用タブレット端末、iPad Air 4 20台ほか一式の購入契約を締結するものであるとのことでした。委員より、入札業者数と請負率はとの問いに、指名業者は13社、入札業者3社で、請負率は84.54%のことでした。

議案第47号、令和8年度マイクロバス購入契約については、教育委員会の貸出し用町民バスの老朽化による車両の購入契約を締結するものであるとのことでした。委員より、白バス行為による違法性についての問いに、一般的には、白バスとは白ナンバーのバスが、運賃を取って行う運送行為であり、利用者から運転者に対し、社会通念上、常識的な範囲での謝礼であった場合は、運送の対価には当たらず、ガソリン代等の実費給付も許されており、許可登録も不要であるとされている。本町貸出しバスの運行については、使用料は無料で燃料等は使用者において負担するよう運用していることから問題ないとのことでした。

議案第54号、令和8年度海陽町一般会計補正予算（第1号）の所管の部分について協議いたしました。給食センター及び幼保統合施設給食調理等業務委託料に係る債務負担行為補正は、令和9年度から11年度までの3年間、限度額2億3000万円とするもので、本年12月頃にプロポーザルにより事業者を決定する予定とのことでした。

歳入予算の主なものは、国庫支出金の地域未来交付金は小中学校における超ワイドプロジェクトの導入による学習環境高度化に係るもので315万円。

学校施設環境改善交付金は1798万円は、中学校におけるトイレ改修や照明LED化施設整備によるもの、徳島県保健体育振興事業補助金1327万円は、国において本年度より実施される小学校における給食費の完全無償化に伴い、当初予算で一般財源として充当していた子どもあゆみ基金繰入金を、国の補助金の交付決定後、財源振替を行うものです。

歳出予算の主なものは、民生費では障害福祉サービス等の報酬改定に伴うシステム改修委託料に65万8000円、デイサービスセンターおしずみ荘の屋根防水改修工事に980万円。宍喰地区での小学校長期休業期間の学習保育の実施に130万円の計上。

委員より、学童保育の対象年齢を4年生までにできないかとの問いに、現時点では指導員の確保と実施場所のスペースに課題があり難しいとのことでした。

委員から、保護者のニーズに合わせて実施できないのかとの問いに子供の人数や指導員の確保の状況なども考慮しながら、安全に実施できるようできる体制と、子供の健全な育成のための環境となるよう取り組んでいくとのことでした。

教育費では、海陽町版デュアルスクール事業におけるグローバル教育事業推進サポート委託料として450万円の計上。

委員より、海陽町版デュアルスクールにおける地域活性化起業人として登用する子供未来サポーターの資格についての問いに、本町に滞在する留学家庭に対するきめ細やかなサポートを現地で直接行う人で資格は不要とのことでした。

海陽中学校トイレ改修工事に4200万円。宍喰中学校照明LED化工事に1700万円の計上。

委員より、町内の小中学校のトイレ洋式化は完成しているのかとの問いに、町全体の計画として全て完了することでした。令和8年度、7月21日から運営開始予定の高校生の居場所事業業務委託料に80万円。一般コミュニティー助成事業、助成金240万円を財源として行う浅川公民館の活動備品購入事業補助金に247万5000円。一般財団法人自治総合センター、環境保全促進助成事業助成金200万円を財源として開催を予定しているさかなくんを講師に迎えるトークイベント費用に303万円などでした。

議案第55号、令和8年度海陽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、事業勘定に20万1000円の追加、施設勘定に76万4000円の追加は、人事異動に伴う補正とのことでした。

議案第56号、令和8年度海陽町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、人事異動に伴う補正のほか、介護報酬の改定等に伴うシステム改修委託料に121万円、介護保険料関係例規整備支援事業委託料に143万円を追加するものでした。

議案第59号、令和8年度海南病院事業会計補正予算（第1号）は、第2条の収益的収入及び支出は、収入支出とも510万1000円の追加は、放射線技師及び会計年度任用職員、管理栄養士の雇用に伴う人件費のことでした。

報告第3号の繰越明許費に係る繰越計算書の報告について、所管の部分について報告を受けました。

報告第5号と、事故繰越に係る繰越計算書の報告については、補助事業実施団体が実施する子ども第三の居場所事業において、施設規模など設計内容の見直しに期間を要したため、年度内の事業完了が困難となったことにより、開設事業補助金4794万3000円を翌年度に繰越しをするものでした。

委員から、本来事故繰越はあってはならないとのことである。事業実施団体が行う子ども第三の居場所の建設が遅れたことによって、高校生の居場所新築工事の完成、施設開設も遅れたことについて、事業実施団体はどのように思っているのかとの問いに、事故繰越しはあってはならないと重々承知している、改めて事業実施団体にも話をするとのことでした。

概要は以上のとおりで、委員会を午後2時21分に閉会いたしました。これをもちまして、文教厚生常任委員会の委員長報告を終わります。

○東議長

これで、文教厚生常任委員会委員長報告を終わります。以上で委員長報告を終わります。

日程第3、一般質問を行います。通告順により、発言を許可します。

8番。富田議員。

○富田

皆さんおはようございます。

通告書のとおり、一般質問に入っていきたいと思います。

この質問の一部については、2018年6月定例会で、8年前に質問をしています。当時の内容は、小中学校の給食費助成は第三子以降無償化であり、第一子、第二子では、助成はあるものの、月4000円の保護者負担となっている。第一子から全額助成ができないかでありましたが、その後、小学校については、県側の補助もあり海陽町でも給食費無償化の流れに乗ったと思っています。

しかし、中学校給食費については、保護者の方々は1人について4000円、今現在負担をしております。今年の5月5日、徳島新聞紙面に県内16市町村で中学校給食費無償化を実施をしているとの紙面掲載がなされていきました。近年の生徒数減少は目を覆いたくなるほどです。まち・ひと・しごと創生総合戦略では、出生数5年間で200人を目指す年間40人を目標としています。今までに40人を上回った出生者人数はありません。ちなみに、令和3年度出生人数35人、令和4年度27人、令和5年度23人、令和6年度20人、令和7年度19人です。今年の令和8年度は出生数予測ではございますが、今の時点では、11人らしいです。今後のこともありますので、昨年度ぐらいになろうかという予測でございます。現在の経済状況は、原油高により品物全体に物価上昇の傾向にあり、保護者、経済的な負担が高くなってきております。そこで保護者経済的負担軽減の一環として、中学校給食費無償化を実施して負担

軽減を図る。県下でも未実施市町村は、海陽町含め、7町村だけとなっております。隣接の牟岐町、美波町は実施をしております。中学校だけなので、年間、財源的には700万円ぐらいで、実施はできそうなので、それを実施していただけたらですね、他の町村並みになります。子どもあゆみ基金、約9億4000万円を有効利用して活用をする。少子化対策は喫緊の課題であるので、真摯に前向きに検討をして支給できないか。保護者の方々も大変喜ぶと思うが。

まず初めに、教育部局である教育長にお伺いをいたします。

教育行政を預かる教育長として、県内16町村で中学校給食無償化を実施されていますが、海陽町では実施が遅れているとの、このことについて、教育長としてはどう考え、どう思っているのか、初めにお伺いをいたします。

○東議長 森崎教育次長。

○森崎教育次長

中学校給食費の無償化の質問にお答えをいたします。中学校の給食費の無償化を初めといたします保護者への経済的負担軽減への取組につきましては、本町におきましても重要課題の一つとして位置づけております。

現在、本町におけます令和8年度給食費の中学生138名の保護者負担の試算総額であります。1049万7200円となります。このうち、子どもあゆみ基金から442万5200円を充当いたしまして、保護者負担にかかる経費の約40%、本町が負担をしておるところでございます。残る607万2000円を全て一般財源などで補填をいたしまして、完全無償化を継続していくためには、限られた財源の中で、他の重要な教育施策や子育て支援とのバランスを慎重に見極める必要がございます。

令和7年12月の一般質問におきまして、三浦町長からも答弁をいたしましたとおり、本町が目指すべきは、単に他市町村との横並びの施策を追従することではなく、町ならではの独自性と、子供たちへの未来への投資効果を最大化する財源の活用でございます。とりわけ本町は、これまで英語教育や国際交流を初めとするグローバル教育事業に官民の教育機関や企業などと連携をして取り組み、大きな成果を上げてまいりました。この強みをさらに発展させ子供たちに世界に目を向ける本物の学びを提供する施策といたしまして、現在、中学校修学旅行の海外化及びその無償化の実現に向けた検討を進めているところでございます。

給食費につきましては、現行の一部補助40%を維持しつつ、そこから生み出される財源をより効果の高い教育投資である海外修学旅行への無償化へと振り替えることで、海陽町の教育的魅力を一層高め、さらには定住促進にもつなげてまいりたいと思います。以上でございます。

○三浦教育長 議長。

○東議長 三浦教育長。

○三浦教育長

ただいま教育次長より、中学校給食費及び関連施策の現状と、本町が目指す教育施策の方向性について説明をいたしました。教育長として、補足しつつ私の考えを申し上げます。

私たちがいつも常に念頭に置いておりますのは、今、海陽町で育つ子供たちにどのような価値を提供できるかという1点につきます。保護者の経済的負担軽減は重要な課題であります。同時に、私たち教育行政を預かる者にとっては厳しい財源の中だからこそ、何を優先し、どこに重点を置くべきかという、明確な判断が求められております。令和7年の12月の富田議員の一般質問における町長答弁を受けまして、現在検討を進めております、中学校修学旅行の海

外化及びその無償化は、単なる旅行の実施ではありません。これまで本町が積み上げてきました、グローバル教育の集大成として、子供たちが言葉の壁や文化の境界を自らの力で乗り越え、グローバル社会を生き抜くための自信と広い視野を育むための重要な取り組みであります。給食費の無償化と海外修学旅行の無償化、この二つを比較した際、教育行政を預かる私たちは、後者の修学旅行の無償化こそが、この町で学ぶ子供たちに提供すべき、海陽町だからこそ実現できる教育であると確信をしております。現在の給食費の補助を維持しつつ、この新たな挑戦である海外修学旅行の無償化を実現することは、保護者にとっても質の高い学びと経済的支援の両面で、本町で子育てをする意義を実感していただける施策になると、そう考えております。今後は町長部局とも一層の連携を図りまして、将来の町の財産となる人づくりに向けた重点的な投資を全力で推進してまいり所存です。

富田議員におかれましても、本町の教育の特色をさらに輝かせるこの取り組みに対して、ご理解とご指導賜りますようお願いを申し上げます。

○東議長 三浦町長

○三浦町長

はい。教育行政ということで、ほとんど教育長しゃべっていただいたと思うんですけれども、12月にですね昨年も答弁させていただいたので、ほぼほぼ多分同じ内容になるのかなと思いますが、今回出てきている質問の中でですね、3名の議員さんから同じような質問が出ておりますので、さらに付け加えてですね少し答弁をさせていただきたいと思います。

海陽町は、他町と違って14年前に子供あゆみ条例を制定をいたしまして、基金を当時10億円も積んだ中で、子育て施策に先進的に取り組んでおりまして、その条例にのっとり少子化対策検討委員会を置いて、各種団体関係者の意見を聞きながら、より現場に即した子育て施策を計画的に行っております。その中の目的というのにもあります、若者定住促進のための環境づくりとしましてできるだけ、ほかの自治体と違う魅力のある子育て施策を展開してまいりたいというふうに考えております。高校3年生までの医療費の無償化や、徳島在宅応援クーポンの配布、長期休暇期間中の子供預かり事業や、未就学児預かり事業、保育料の無償化や、保育所、幼稚園の副食費の助成、ベビーカーやチャイルドシート、ベビーベッドなどの購入補助や、園児服などの購入クーポン、体操服の購入補助や多子世帯の中学校卒業祝い金、出産時の祝い金や、1歳の節目におくる応援交付金、給食費の一部補助や第三子以降の給食費の無償化、不妊治療の助成や、在宅育児応援金、ファミサポでの病児病後児の預かりや、ファミサポワンコイン事業、ほかにも、子育て支援センターのあねや家庭総合支援拠点あすもの開設、タブレット端末の保険や英語教育の取り組みなど、現在では海陽子育てすくすく応援ブックにもあるように、様々な取り組みを行っているところです。

また、子育てをするに当たって都市部に出ていかななくても、この地で都会に負けないこの教育が受けられる教育環境の充実が必要だというふうに考えて、教育費に毎年たくさんの予算を使ってICTやグローバルを柱としました、都会に負けない教育を実践をしております。最近では海陽町の魅力の一つとなって、子育て世帯の転入者も増えてきているところです。さらには地元高校がなくなれば、中学校卒業すればみんな町外に出ていってしまうということを危惧をしまして、海部高校が県立ではあるものの、毎年約1500万円もの予算を町の予算を入れまして、その成果が数字にもあらわれてきております。海陽町は昨年度、教育費に年間約8億5000万円もの予算を使っております。全体の約1割近くの教育への予算配分は、近隣の自治体と比べても突出して多いと思いますし、民生費などの子育て予算も含めると非常に充実しているの是一目瞭然であると思います。

新聞などでは、1点だけ切り取ってほかの自治体と比べられることが多々ありますが、県内

16市町村が中学校の給食費無償化をやっているということは、同じことをやっても薄まってしまってそれを求めて海陽町に移住してくる施策にはならないでしょうし、逆に、海陽町だけやっていないほうが目立つため、どんな子育て施策をしているんだろうと検索してくれる人がいるかもしれません。そしてそれを見た方は、海陽町の子育て施策のすごさに興味を持っていただけるのは間違いないと思います。

議員のご指摘の子どもあゆみ基金ですが、14年前に10億円の基金を積んだものは現在、半分の約5億円を使ってしまっている状態で、途中で4億円ほど積み増したものの、当時と比べまして事業が増えているため、より効果が上がるように今後は見直しも検討をしていかなければならないと思っています。12月にもお話をしたと思いますが、先ほど次長や教育長からありましたように給食費の無償化よりもさらに魅力的で、町の教育施策でありますグローバル教育、ともマッチをしました。また同じ保護者から集金する修学旅行費というのもありますので、海外への修学旅行の無償化というのも検討中でありますので、今後も1人でも多くの保護者の方々が、海陽町で子育てがしたいと思えるような環境づくりをしていって、子供が増えるとまでは言わなくても少しでも子育て世帯の転出者を減らせるように、さらにはそれによって転入者も増えていくように取り組んでまいりたいと思います。

施策が出てきた暁には、議員の後押しをどうぞよろしくお願いをいたします。

○東議長 8番、富田議員。

○富田

先ほどの町長の答弁もお聞きしましたが、私のほうもですね町のほうもいろいろと事業を実施してる、そのことについては私も、理解をしています。先ほども申したとおり、三浦町政8年間、出生人数は、平成30年度40人、令和元年度30人、令和2年度27人、令和3年度35人、令和4年度27人、令和5年度23人、令和6年度20人、令和7年度19人と過去、右肩が下がりで推移をしております。ということは、施策はしておられますが、残念ながら結果的には、出生人数が減ってきておるということは、結果がついてきておらないということになりませんか。今のままでは、活気がある町にはならない。

ここは反転更生するためにも、今までの事業検証や点検、新しい追加事業等も必要かと考えますがいかがですか、お伺いをいたします。

○東議長 三浦町長。

○三浦町長

お答えをいたします。まさに、今までの事業とかを見直すところは、見直しながら新しい事業を足していかなければならないというふうに、お金もあることですので、そのように考えているところです。

議員おっしゃるようになりますね、出生数どんどん減少していつにいつということでもありますので、だからこそほかの町と違う、そのような施策を展開をしていかなければならないということで、同じようなことをやっても、この末端の自治体が16市町村と同じようにここだけ、16市町村と違うというふうに思われたいと思いますので、できるだけここに行きたいここで子育てをしたいと思えるような、そのような施策をしっかりと考えていければとそうように思っております。議員のアイデアもまたよろしくお伺いをいたします。

○東議長

8番、富田議員。

○富田

先ほど町長のほうでも言葉の中で、新しい見直しも検討もしていきたいというようなお答えも頂きましたので参考まででございますが、ここらあたり私もほういうお考えであればですね、若干進展していくんであるかと思いますが、紹介でだけいこうかと思いますが紹介をちょっとさせていただきます。

2025年の国勢調査で海陽町は8000人を割り込みました。7390人になったという国勢調査の結果が出てきました。全国的に減少傾向ですが、徳島県は合計特殊出生率は前回1.32であったが、数値が5年ぶりにプラス1.33になったとの新聞報道がありました。数字的にはほんの少しの改善ではございますが、今までずっと過去右肩下がりになってきておりました統計の指数でございます。これは私が思うに後藤田徳島県知事が着任後、矢継ぎ早にですね、保育料無償、それと小学校給食費無償と矢継ぎ早に施策を打ち出した結果が大変影響が大きいのではないかと私は感じております。

町長はこの件についてはどう感想を持っているのかお伺いをいたします。

○東議長 三浦町長。

○三浦町長

お答えをいたします。おっしゃるようになりますね、後藤田知事、徳島県だけ保育料無償化ということに取り組みましたので、ほかの自治体ほかの県とかからですね、徳島県魅力的な町だな県だなということで、転入者が増えてきたんではなかろうかと思しますので、やはりそのようにここだけというようなことで目立ったこのような施策をするとですね、効果も出てくるのかなというふうに感じているところであります。

○東議長 8番、富田議員。

○富田

それでですね今現在、町のほうではですね1人1台ずつのタブレット、イマージョン教育、グローバル教育と県内に先駆けてですね、先駆的町村になりました。

それで先ほどの町長の答弁のとおりですね、またほかの事業のほうも見直しも検討したいということでございますのでですね、片輪のほうは大分さっきも申しましたとおりですね、県下で1位になってきたと思います。そやけんど、片一方の片輪がですね、ちょっと欠けているなという感じが私もしておりますのでですね、そこらあたり片一方ができました暁にはですね、先ほど町長の答弁のとおり見直しの検討も、そして点検もして、追加で新しい事業もしていただけたらなあと思っておりますので、よろしくご配慮のほうをお願いいたします。

それでは、第2点目の質問に入っていきたいと思えます。この件については、2018年の6月議会でも定例会で質問をしておりますが、その当時、

○東議長

富田議員、この副教材の件については、答弁を求めてない、求められてない、いいんですか。省略で。

○富田 今の町長の答弁、前向きな答弁もらいましたんで。

○東議長 分かりました。

○富田 もっぺん、元へいきます。この件については、2018年6月定例会で質問をしておりますが、当時担当課長から漁協とも調整し、新たな観光客に向けた取り組みとして釣堀事業や、その施設を活用した各宿泊施設への食材提供なども検討していきたいとの答弁をもらっておりますが、その後、実地検証、状況と調査をされましたが、先に担当課長よりお伺いをいたします。

○東議長 大久保観光交流課主幹。

○大久保観光交流課主幹

議員のご質問にお答えいたします。

以前に町が観光の視点も含めまして、実現の可能性を模索した経緯がございます。しかしながら、当時は現場の運営人員の確保、持続可能な観光ビジネスとして、収益性と魅力をいかに両立させるかといった課題があり、具体的な事業化には至らなかった背景がございます。また、観光施設等における活魚の提供や水槽の活用につきましても、安定的、持続的な観光サービスとして提供していく上でのハードルがあったと認識しております。

そこで、今後の対応といたしましては、富田議員から頂きました、具体的なイメージをベースとして、観光利用における現況調査や行うとともに、周辺の観光事業者や協力を仰ぐべき関係機関と皆様と観光ビジネスとしての実現可能な課題の洗い出しに向けた意見交換を行ってきたいというふうに考えております。以上です。

○東議長 8番、富田議員。

○富田

先ほどの担当課長の答弁の中で、今後意見交換をするというようなお話でございますので、意見交換をしていただいてですね、この靫浦の組合長さん、また並びに穴喰漁協の組合長さんにですね、協議の場に入っていただいてですね、今からでも遅くないと思いますので、検討していただいてですね、漁師さんが魚を多く捕獲したときとかですね、靫浦の大敷の漁獲が多くあるとき、市場価格が著しく低下しているとき等やね、一時釣堀の網の中で餌を与えてですね、ほんでまあ、養殖をすると、もし市場価格が持ち直してきたらですね、出荷をするということでは、私の方では町のほうで事業やれとは申しておりませんので、そういうふうな、お手伝いですね、組合さんのほうにお手伝いするかNPOさんがするかほこらあたり民間の方も入れた中でね、やってですねそれで、漁師さんの所得向上に寄与さしてですね、一般客については釣堀竿で一本釣りで釣っていただくと。釣っていただいたらですね、私が思うに観光、観光客の思い出体験にもなりですね、1回宿泊したらですね、リピーターにもなってくれる宿泊客も出てくると思うんです。それでまあ、釣り堀の景観ですね、景観もですね、私は大変良い景観もございますのでですね、そこらあたり、動画配信などもしてですね、観光客の誘致につなげていく、ひいては、観光の起爆剤になる可能性が高いと思いますのでですね、取り組みのほうをよろしく願いいたしたいと思います。

今、担当課長のほうからもこういう意見でございます。先にまたもう1回、町長のほうにお願いいたします。

○東議長 三浦町長。

○三浦町長

お答えをいたします。私もそして、議員も1期目の多分、1番最初の議会の一般質問だったと思うんですけれども、そのときに今日と同じような釣堀の事業をしてはどうかという質問を頂いたのを思い出しました。

当時私の答弁でありますけれども、釣堀となると県への占有許可とか、事業実施の主体そして、施設設置後の運営管理に際しての管理や夜間の防犯対策など、検討課題がたくさんあると思いますと、ただし、私が考える施策という方向性は似ておりまして、観光客がこの海陽町に来てまず求めるものは、海陽町の新鮮な魚が食べたいということであると思います。しかしながら実際に新鮮な魚が食べられる施設というのが少ないのが現状で、常に新鮮な魚を出すことができないものかというふうに考えておりました。と、そこで海陽町の魚を常に新鮮な状態で食べていただけるように、海に生け簀を作って民間の旅館やホテル、飲食店などの予約客に対応できるように、直接新鮮な魚を買えるようなシステムをつくれなかと考えておって、それを形にするには漁協などの協力が必要になってくると思いますので、まずは漁協の話を聞いて勉強して行って、議員の発想である釣堀も組み合わせることができないかと思っております。というふうに答弁をさせていただいております。

そして当時ですね、組合長とかなどにも、いろいろ話をしてみたんですけれども、生け簀に魚を入れると、魚がやせて売り物にならないとかですね、また餌代も多額にかかるため難しいということで、現場がなかなかできないのであれば、進められないということで断念をしていたところでした。あれから8年が経過をいたしまして、状況も変わっているかもしれませんので、先ほど主幹からもありましたように、再度、漁業関係者のご意向も伺いながら、研究もしてまいりたいと思っております。

もし、現場がやってみたいという声があった暁には、議員の強力な後押しをよろしくお願いをいたします。

○東議長 8番、富田議員。

○富田

それでですね私も一般質問に当たりましてですね、一応候補地、陸から見える範囲のところ、適当な候補地がないかということで、ちょっと現場も見てきました。

それで今現在あるところに、私が感じた範囲ではですね、これは景観もええし、網やったらちょうどまいこといけるんじゃないか、駐車場も十二、三台の駐車場もありますのでですね、これが1点と、もう一つはさ、名前は言えませんが、個人の方で前で漁港の太平洋の海をつこてですね、生け簀を個人的にしようと。ほやけどその後ろ側にですね、おおかた約1兆弱ぐらいの湾口であるんです。これが有効利用できてないなと思って、ほこらあたりも含めて検討していただいて、頂いたらですね、山裾には護岸堤みたいなのがありますので、そこを道にしてちょっと整備したらですね、大きなお金も要らなくて観光客の誘致にも、最適とちゃうんじゃないかならうかと思っておりますので、また今後、検討もしていただきたいと思います。

以上をもちまして、私の一般質問を閉じることいたします。

○東議長

富田議員の一般質問を終わります。議事の都合により休憩します。

(休憩 午前10:35)

(再開 午前10:45)

○東議長

休憩前に引き続き再開します。一般質問を続けます。

○東議長 3番、中島議員。

○中島

3番、中島真由美です。通告に従いまして、順次一般質問を行ってまいります。

本日は、大きく三つのテーマについて質問を通告しておりましたが、私が第2項目目に予定しておりました、中学校給食費の無償化についての質問であります。先ほど富田議員から詳細なご質問があり、これに対して町側からも、現状の課題や、今後の方向性について丁寧な答弁がなされたところであります。私が今回ただそうとしていた質問内容も富田議員の質問と重なるものでありますので、本日予定しておりました第2項目目の中学校給食費の無償化についての質問につきましては、これを取下げ、質問を行わないことにします。

本日は、本町の喫緊の課題であります、高齢者支援の二つのテーマについて質問させていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、第1項目目の高齢者単身世帯におけるごみ出し支援についての質問をいたします。

現在、本町では指定ごみ袋制度が導入されております。ごみの減量化や分別ルール徹底、また処理費用の公平な負担、安全な収集作業という点で、一定の役割を果たしているものと認識しております。しかしながら、地域を歩き住民の皆様のお話を伺う中で、高齢者のひとり暮らしの世帯ならではの過程が見えてまいりました。ひとり暮らしの高齢者の場合、ごみの量そのものが少なく、現行の小サイズの袋であっても、なかなかいっぱいになりません。そのため、まだ入るのに、これで捨てるのはもったいないという思いからごみ出しを先延ばしにしてしまい、生ごみなどを長期期間、自宅に置いてしまうことになってしまうケースがあります。その結果、異臭が発生したり、夏場には虫が湧いたりするなど、ご本人の生活環境だけではなく、地域の衛生環境にも影響を及ぼすことが懸念されます。また、少量のごみをごみ集積所に持っていき、他の人のごみ袋に入れる方もいて困っているというお話もお伺いいたしました。私はこの問題は、単なるごみ処理の問題ではなく、高齢者社会における生活支援の課題の一つであると考えています。

そこでお伺いいたします。まず、本町では、高齢者単身世帯において、ごみ袋がいっぱいになるまで、ごみをため込むことによる衛生上の問題について、どのように把握されているのでしょうか。

次に、現在の指定ごみ袋制度が高齢者単身世帯の生活実態に十分対応できていると考えられておられるのか。見解をお伺いいたします。

また、現在、本町では、ごみ処理用のシール貼り付け制度も運用されておりますが、この仕組みを活用し、高齢者向けの少量ごみ排出支援策を検討できないでしょうか。例えばですが、高齢者世帯に対し、専用シールを発行し、小規模な袋に貼り付けをして、ごみを出せるようにすることや、こちらのシールを一定枚数福祉施策として配布することなどが考えられると思います。私は、新たな制度を大きく作り直すということではなく、現在ある制度を工夫しながら、高齢者の方が衛生的な生活を維持できる環境づくりが、必要ではないかと考えております。高齢化が進む中、今後ますます単身高齢者世帯の増加が見込まれます。環境を考えるという目線と福祉を考えるという目線から、実態把握と、よりよい制度の探求をお願いしたいと思いますが、町の考えをお伺いいたします。

○東議長 北村長寿福祉人権課長。

○北村長寿福祉人権課長

はい。お答えいたします。高齢者単身世帯におけるごみ排出の現状と課題及びその支援に関するご質問でございますけれども、加齢によりまして身体機能や認知機能が低下してくると、ごみの排出にもいろいろと支障が出てまいります。

重いごみ袋を遠くの集積所まで運んだりすることは高齢者にとっては大きな負担になるほか、転倒であったり、骨折といったような心配もするところでございます。また認知機能が低下すると収集ルールの理解が難しくなり、分別が不十分になったり、収集日以外にごみが出されることもございます。さらに、自力でごみを処分できなくなると屋内にごみが堆積し深刻化すると、周辺への影響も懸念されるところでございます。

また外に出る機会が減ることで、社会的に孤立しやすくなったりもいたします。介護保険制度におきましては要支援の方が利用できる生活支援サービスで、日常生活の援助とともに、ごみ出し支援を受けることができるほか、令和7年10月から社会福祉協議会と連携いたしまして、ごみ出し支援に特化したごみ出し支援事業に取り組んでいるところでございます。この事業につきましては、集積所までの距離や運転免許の保有状況、ADL、日常生活動作の状態など利用条件はございますが、ごみ出し支援事業は月額500円で、可燃ごみ、不燃ごみの収集を週1回個別に収集する事業でございます。現在3件の世帯にご利用を頂いているところでございます。これらの事業により、見守り活動を兼ねた高齢者のごみ出しを支援している現状でございます。

議員お話にもありました高齢者の単身世帯のごみの現状でございます。ヘルパー、社協ヘルパーさんにも、状況を確認をさせていただきましたが、やはり議員お話しのように、ごみ袋がもったいないということでごみ出しを先延ばしにするというような方が若干名おられるということを確認させていただきました。

高齢者の単身世帯では、ごみの排出量も少なく、これから気温が高くなれば、腐敗しやすくなります。ごみ袋がもったいないというようなお気持ちは理解できますけれども、ご家庭の衛生環境、こちらを1番に考えていただきまして、ごみ出しをこまめにしていただけるよう、周知を図ってまいりたいというふうに考えております。これからもより有効な支援の在り方について、いろいろと研究をしてまいりたいと考えております。

○東議長 中内住民環境課長。

○中内住民環境課長

私のほうからは、指定ごみ袋、ごみ処理シールを活用した少量ごみ排出支援のご質問にお答えをさせていただきます。本町のごみ袋は、海部郡で共同購入をして、スーパー、量販店で大の袋30円、小の袋25円、またシールにつきましては、海陽町独自の取り組みで1枚30円で消費者に販売をしているところです。

議員お話のとおり高齢者単身世帯では、毎日のごみの量も少ないと想定をされ、指定ごみ袋の小サイズがいっぱいになるには、ある程度の日数がかかるものと認識もしております。夏場は虫が湧き悪臭も発生することから、環境衛生面でも悪化をしております。高齢者世帯を含め全世帯の対策とはなりますが、ごみ袋がいっぱいになるまで放置をするのではなく、こまめに出すことまた、生ごみを減らすことが1番の重要です。そのために、電動生ごみ処理機をはじめ、生ごみ分解容器コンポスターやキエーロなどの活用を促進をしております。

あわせて先月、5月の28日の新聞で昨年度、県内のごみ排出状況が報道されておりました。本町では、1日、1人当たりのごみの排出量は、988グラムで県下で4番目に多く、また、リサイクル率は県下1低い状況となっております。ごみの減量は分別を徹底をし、食品ロスを防止するなど一人一人の心がけが重要であることから、家庭や地域への啓発を強化し

てまいります。

一方で、ごみ袋問題をはじめ、ごみ処理の全般につきましては、海部郡でごみ処理運営専門部会を設けて対策を話し合っております。毎年、郡内3町が共同でごみ袋を購入をしておりますが、今年度のごみ袋の調達はどうにか確保ができましたが、中東地域の情勢の不安な影響から、購入価格は例年の1.5倍と値上がりをしております。

今後は、市場の動向を注視しながら状況に応じて、ごみ袋の販売個数を制限することや、ごみ袋を値上げをする、または、ごみ袋の品質を下げるなどを検討することとしておりますが、それに加えまして、昨今のビニール袋の原材料不足の状況の中、議員ご提案のように、指定ごみ袋の活用ではなくて、自前のビニール袋にごみ処理シールを張って、ごみを排出するなど、個々の家庭に応じた効率的な方法、とりわけごみ処理シールの活用の導入につきまして、海部郡のごみ処理部会で積極的に検討を進めていくようお話をしていきたいと考えております。

○東議長 3番、中島議員。

○中島

ご答弁ありがとうございました。今後の取り組みに期待をいたします。

続きまして、3項目目の高齢者の生活を支える地域交通と買物支援について質問いたします。

近年、高齢化や買物弱者対策として、自治体が運営するコミュニティバスと民間の移動販売業者が連携する事例が出てきています。興味深い事例として、北海道帯広市では路線バスそのものを移動マルシェとして活用する全国初の実証実験が行われました。海陽町では、高齢化が進む中、買物に不便を感じている高齢者の方は少なくありません。

特に夏場や雨の日などは、移動が大きな負担となり、買物を控えてしまうことによる健康面への影響も懸念されます。本町では、高齢者を対象としたタクシー利用助成制度があり、移動支援に取り組まれていることは承知しております。

しかし、私は長年スーパーで働く中でタクシーの台数が限られているため、電話がつかないことや、また配車を依頼しても、1時間近く店内で待たれている高齢者の方々の姿を何度も見かけたことがあります。

また、現在一部路線でデマンドバスの運行を実施しております。今後、デマンドバスへの移行で現行の路線バスより個人のスケジュールに合わせた移動が合わせて、移動がしやすくなると十分に考えられます。しかし、そうした制度があったとしても利用者が集中する時間帯や天候によっては、必ずしも高齢者の皆様が負担なく利用できる状況には、ならないかと思われます。今後はそれらに加えて商業施設や移動販売業者等との連携を含めたマルチモーダルな交通網の構築が必要ではないでしょうか。

高齢者の皆様が病院受診や公共交通の利用に合わせて、できるだけ少ない移動で日常生活に必要な買物を済ませることができるよう、町営バスや移動販売業者との連携による買物支援対策の充実について、町の考えをお伺いいたします。加えて暮らしのための交通をどのようにつくっていくのか、住民の暮らしを支えることを中心にすえた、交通対策を考えるという点から、食品衛生上バス車内に何か冷蔵設備、クーラーボックス等を備えることができないか、お伺いいたします。

○東議長 北村長寿福祉人権課長。

○北村長寿福祉人権課長

お答えをさせていただきます。高齢者の生活を支える地域交通と買物支援に関する質問でございました。私のほうからは、今の高齢者の移動に対する支援を中心にですね、御答弁させて

いただきます。

高齢者の買物事情につきましては免許返納や公共交通機関の減少によりまして大変厳しい環境であるという認識でございます。

また、加齢による体力低下から長距離の移動や重たい荷物を運ぶことが大きなご負担となっており、買物が億劫になったり、自力でスーパーに行くことが困難になり、低栄養やフレイルとなる恐れもございます。

本町では議員からもご紹介していただきましたが、移動の支援といたしまして高齢者の外出機会の拡充、心身の機能低下予防を目的に、令和元年10月からいきいき高齢者外出応援事業に取り組んできたところでございます。この事業では、在宅生活であることや運転免許の保有状況、町税等の滞納の有無など、条件を満たした高齢者の申請によりまして、月額2000円分の助成券を交付いたしまして、町内発着であればタクシーや介護タクシー、路線バス、鉄道などの交通機関で通院や買物などに幅広くご利用頂けるようになっております。昨年度、この事業の利用者につきましては656人でありまして、執行額は959万円となっております。財源にはふるさとづくり寄附金を活用をさせていただいております。

また、本年度からは、お住まいから生活圏である地域の中心部まで、バス運賃が300円以上となる対象者の方々には、月額500円分を加算いたしまして、支援の拡充を図ったところでございます。これらを効率よく御活用頂ければと考えております。

またこれらの移動支援のほかにも、見守りを兼ねた配食サービスであるとか、要支援の方が利用できる生活支援サービスなどもございますので、お困り事などございましたら、地域包括支援センターにお気軽にご相談頂きたいと考えておりますので、議員のお力添えもよろしくお願いいたします。

○東議長 中内住民環境課長。

○中内住民環境課長

私のほうからは、デマンド交通の今後の方向性についてのご質問にお答えをさせていただきます。

本町は、山間部と海岸部が混在する地形で、公共交通の維持が困難な地域が点在をしております。高齢化と人口減少が進む中、ほとんどの地域が日常生活に支障をきたす交通空白地域となっております。

山間部では、バス停までが遠く便数が少ない状況で、町の中心部でのバスの乗り入れができておらず、バス停までが遠い状況で町内全体としましては、1便当たりの乗車率は1人以下で、大きなバスで空気を運んでいる状況であり、移動手段の確保が生活の質に直結をする課題となっております。

交通空白の解消は、地域のいのち綱であり、地域密着型の移動支援は今後の地域福祉、経済、防災、教育の根幹を担う重要な施策であるとともに、地域の魅力を高め持続可能なまちづくりの基盤であると認識をしております。

そこで、令和6年7月、公共交通に関するアンケート調査を実施をしましてまいりました。その中で、乗りたいときに利用したい、家の近くまで来てほしい、目的地まで届けてほしいといった利便性の高いデマンド交通を求める切実な声が多く寄せられておりました。これらの町民ニーズを重く受け止め、令和7年3月には新たに海陽町地域公共交通計画を策定をして、昨年、令和7年度に70%以上の有利な国の補助を獲得をいたしまして、事業を展開してまいりました。まずは民間タクシー事業者が存在をしていない宍喰地区から新たな交通体系の改革に着手をし、デマンド交通はないこカーを実証しているところでございます。利用者の方々からは、帰りの便の予約がスムーズになったとか、待ち時間が解消され大変便利になったという利便性

の向上を実感していただく、好意的なご意見を多数頂いております。

今後は現状に満足することなく、宍喰の中心市街地にも10か所程度、乗降ポイントを増やしたり、土日祝日の運行等の可能性についても検討を進めています。

次に、海部・海南地域の交通変革につきましては、宍喰モデルを参考にしながら、多角的視点で方向性を詰めているところでございます。海南地区は、山間が深く谷間にも点在をしているうえ、日々、一定の通勤者や通学者の方もおられます。

また、中心市街地でも病院やスーパーなどが点在をし、ワンストップで用事が済まされる状況ではありません。このようなことから、非常に制度設計が厳しい難しいところではございますが、交通事業者や地域住民と対話を重ねながら、住民視点に立った交通、公共交通の在り方を慎重に検討を進めているところです。

そこで、議員お話の高齢者の生活を支える地域交通と買物についてでございますが、アンケート調査の結果や地域サロンで、いろいろと意見交換する中で高齢者の移動のほとんどが、病院や買物が目的であると聞いております。

バスを降りた1か所で用事が済まない、重たい荷物を持って歩くのが大変、夏場は食料品が傷みやすいなど、公共交通を利用される高齢者からのお声もたくさん頂いているところであり、先ほどの議員お話しの、バスにクーラーボックスを積めないのか、といった対応につきましても高齢者の視点に立ち、持続可能な新しい交通モデルの構築に向けて、検討をまいります。

地域交通は、地域全体みんなで支え合う必要がございます。住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせる地域社会の実現に向けて全力を傾注してまいります。

まずは高齢者の買物に特化という話ではなくてですね、町民全体の交通の移動手段の確保という観点から、全体を通す中で、暮らしを支える交通の体系をつくっていきたいと考えておりますのでご理解を頂けたらと思います。またご支援をよろしくお願いをいたします。

○東議長 3番、中島議員。

○中島

ご答弁ありがとうございました。海陽町の住民の皆様の暮らしがよりよくなるよう、引き続きご尽力頂きますことをお願い申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。

○東議長 中島議員の一般質問を終わります。

○東議長 一般質問を続けます。6番、佐川議員。

○佐川

議長の許可を得ましたので、通告書のとおり一般質問をします。

まず、海南駅の活性化について質問したいと思います。海陽町を訪れる方にとって、海南駅は町の玄関口であり海陽町の印象を左右する大切な場所ではないかと思います。昨年秋からは、海南駅を海南駅活性化プロジェクトが、開始され高校生のデザインをもとに駅前も整備され、以前より明るく親しみやすい空間となっています。地域の高校生が主体になり、また地域の住民も関わりながら駅を盛り上げていることは大変有意義のある取り組みであると感じております。

しかし現在の海南駅周辺には、訪れた方が気軽に食事をしたり、休憩したりできる場所が少ない状況です。せっかく駅前が整備されても滞在できる環境が整っていなければ、交流人口の増加につながりにくいのではないかと、ないでしょうか。

そこで伺います。海南駅をバスターミナル的な交通結節点として整備をする考えはない

のでしょうか。

現在、ＪＲ通学の高校生に加えバス通学の高校生も多く利用をしていますが、バス停は郵便局付近の国道沿いにあり、十分な待合環境が整っているとは言えません。雨の日も暑い日も寒い日も利用者は国道沿いで持たなければならない状況です。海南駅を交通拠点として活用すれば、駅舎内の待合スペースも利用でき、利用者の安全性や利便性向上につながると考えます。

また、高知方面からの利用者が海南駅でＪＲへ乗り継ぐことや、町営バスを海南駅で乗り入れることによって、よりよい利便性の高い交通ネットワークの構築も可能になるのではないのでしょうか。海南駅を単なる通過点ではなく、交通の基準点、人が集まる拠点として位置づけ、ＪＲ路線バス、町営バスの連携強化を検討できないのか、町の考えをお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○東議長 中内住民環境課長。

○中内住民環境課長

海南駅をバスターミナルのバスターミナル的な拠点として整備をする考えはないのかについてのご質問にお答えをいたします。

現在、海南駅周辺を取り巻く公共交通バスターミナルにつきましては、町営バスは駅前ロータリー中央付近、南部バス及び徳島バス、高速バスは国道５５号海南郵便局付近をバス停として設定しております。先ほどの海南郵便局付近が駅前、駅までですね、約１７０メートル、約２分ほど、徒歩２分ほどかかるところがございます。

議員お話のとおり、全ての乗り物を駅前に集約をできれば、２次交通も含め高校生やお客様の利便性の向上につながるという思いから、４年前にそれぞれのバス関係者と協議をいたしました。高速バスの海部と浅川にあったところを海南の現在のところまでお願いをし来てもらうこととなりました。そういう中で協議をしたところですね、いずれにいたしましてもバス停を駅前に集約するのは、スペースが足りない、バスが入れない、回せないなど、安全面での考慮やハード整備を伴うというご意見がございました。また、駅前の道沿いではですね、信号交差点があるため警察からの許可が出ないなどといったところもございます。ハード整備には、土地の購入などの諸問題も考えられ、困難ではあるとは思いますが、公共交通機関の利用者の利便性につきましては、引き続き検討をしてみたいと思います。

○東議長 ６番、佐川議員。

○佐川

今課長から答弁を頂きましたが交通拠点にするには、場所ハード面でとても難しいということなんですけれども、実際にできれば町営バスが駅について、そのまま徳バスに乗り換えれる、ＪＲに乗り換えれるという利便性があります。だから４年前にはそういう検討もされましたが、またちょっと時代も変わってきていると思うので、もし今は難しいかも分かりませんが、今後も交通機関と連携をとりながら、より良い方向にみんなが安心して利用できるような体制づくりをお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

そしてまた海南駅活性化についてですが、先ほども言いましたが、飲食機能や交流スペースの整備がないということで、その整備を含め今後どのように、海南駅の活性化を考えているのかお伺いしたいと思います。

○東議長 大久保観光交流課主幹。

○大久保観光交流課主幹

海南駅の活性化のソフト面について、議員のご質問にお答えをいたします。観光交流課として、地域や学校を巻き込んだソフト面の仕掛けで、駅のにぎわいをしっかりと下支えしてまいりたいと考えております。

具体的な取り組みといたしまして、令和7年度より海部高校の生徒会を中心とした阿波海南駅活性化プロジェクト実行委員会が発足し、生徒たちの手によって、年2回のデザイン花壇の整備や記念撮影ができる看板の設置、お手入れなど駅に彩りとぬくもりを与える活動を主体的に行っているところでもあります。

今後の展開として、高校生たちの活動をさらに広げ、地域住民や観光客を巻き込む仕掛けや発展させてまいります。生徒たちが整備してくれた花壇や撮影看板をバックに地元の皆さんが集い、お茶を楽しめるような、ミニイベント、駅前マルシェなど実行委員会とも相談しながら企画していきます。DMVを目的に来られる観光客に対し、高校生が考案したおもてなしメニューやSNS発信を連動させ魅力を高め、公共交通の利用促進にもつなげてまいります。

まずは、観光交流課として高校生たちが生き生き活動し、そこに地域の人や観光客が自然と集まってくる阿波海南駅を目指してまいります。

○議長 6番、佐川議員。

○佐川

令和7年度から、海南駅魅力化してプログラムプロジェクトが行われていますが、つい最近も花植えがあったばかりです。地域の方と一緒にしたりしました。

海南駅をいろんなイベントで盛り上げていただけるようなのですが、海南駅前にはロータリーがありますが、そのロータリーを使って何か計画とかありますか。

○東議長 大久保観光交流課主幹。

○大久保観光交流課主幹

ご質問にお答えいたします。阿波海南駅より広く活用するという点において、ロータリーの活用は魅力的なアイデアであると感じております。しかしながら、実際にそこでのイベントを実施を想定いたしますと、クリアしなければならない課題が幾つかございます。

第1に海南駅の向かいには国道を挟んで町道が走っておりイベントを行うとなれば、周辺店舗の皆様の営業や日頃の動線にどのような影響が出るのか、調査が不可欠です。

第2に限られたロータリー内での一時的な停車制限をどう管理するのか、また、多くの人が集まった際の駐車場のキャパシティをどう確保するのかという交通安全面、スペース面での大きな懸念がございます。

こうした周辺店舗への配慮、駐車場、交通制限という現実的な課題を一つずつクリアしていく必要があります、せっかくのイベントも安全、円滑に持続していくことが難しくなってしまいます。そのためまずは周辺地域の皆様や関係機関のご意見を丁寧に伺い、実態を把握する調査検討の段階から、慎重に進めさせていただきたいと考えております。

○東議長 6番、佐川議員。

○佐川

ロータリーの活用はちょっといろいろな条件があり、難しいようですがもし可能ならば、そこも含めて駅前を含めて活性化につなげてもらいたいと思います。先ほどからも高校生の力を

ということですが、つい最近ですが吉野川高校の生徒さんも鴨島駅の活性化ということで、鴨島駅前でマルシェを開いたりしております。やはり高校生の若い力、アイデアを出していただいて駅を活性化できるように交流課で高校生また地元の住民も含めて、進めていってもらいたいと思います。

町長の所見はどうなんでしょうか。

○東議長 三浦町長。

○三浦町長

お答えをいたします。この間SNSで花植しているの議員さんも載っていたのを拝見をさせていただきました。本当にきれいにさせていただいて、ありがとうございます。

また駅ですね、建屋の中にエアコンを入れられないのかとかいうようなそのような話もいろいろと以前もしたことがあるんですけども、色々とまた防犯上の観点とか、さらには管理の観点とかで今ちょっと進んでいないのが現状で、できるだけあそこで快適に過ごせるような取り組みも色々と考えていければというふうに思っております。

まず先ほどロータリーの活用ができないかというふうな話なんですけれども、その辺もですねもうちょっと色々考えていけば。例えば、歩行者天国にして駐車場のことがあるんだったらそれこそ公共交通で皆さん来ていただくと、そのような形をとればですね、もっとバスにも乗っていただけるでしょうし、もしかしたら、まあDMVも走ってないですけども、またDMVにも乗って頂けるようになるかと思しますので、その辺りも含めてですね、これから観光とそしてまた交通といろんな課が一体となってですね、やはり今、海南駅がもう本当に中心というふうになってもきておりますので、スペースの問題も色々あるかと思いますが、できるだけ活性化やれる方向も考えていければとそうように思っております。

また議員の後押し、またご協力をよろしくお願いをいたします。

○東議長 6番、佐川議員。

○佐川

今町長の答弁で、観光と交通が一つになって、町の活性化につなげるようにという前向きな答弁頂きありがとうございます。ぜひとも前向きに色々行っていって頂きたいと思います。よろしく願いいたします。

では続きまして、鯖瀬駅のトイレについてお伺いします。駅には大体トイレが昔から必須になっていました。しかし、鯖瀬駅では従来あったトイレが老朽化により取り壊され、今あずま屋が設置されています。しかし、駅周辺を訪れる方や国道を徒歩で移動される方の中には、駅にはトイレがあると思って立ち寄る方もおられ不便を感じるとの声を耳にしております。工事期間、トイレを壊しあずま屋が建つ期間には、近隣施設へのトイレの利用の案内があったと聞いております。現在はそのような案内板も見受けられません。また駅向かいには集会所があり、比較的分かりやすい場所にあります。

例えば集会所のトイレを一部一定の条件のもとで利用できるようにすることや、案内版を設置することはできないのでしょうか。そこでお伺いします。

鯖瀬駅周辺におけるトイレ利用環境の改善について、町はどのように考えているのか、また、駅トイレの再設置や代替施設の確保について、どのように考えているのか。お伺いします。

○東議長 大久保観光交流課主幹。

○大久保観光交流課主幹

議員の質問にお答えいたします。

鯖江エリアにおける駅のトイレの撤去に伴い、地域の皆様や通行されるドライバー、観光客の皆様が不便を感じておられ、近隣住民の方へお問合せが寄せられているという状況であります。

ご提案頂きましたトイレの復活もしくは、国道沿いの集会所のトイレの活用につきましては、過去から施設の改修に当たり関係部局と協議を重ねてきたところです。しかしながら、駅のトイレにつきましては、老朽化に伴う公共施設の見直し方針に基づき、令和6年度に撤去を行った経緯がございます。

新たなトイレを新設、維持していくためには多額の初期費用に加え、毎年の清掃、点検といった維持管理が課題となり、現時点での対応は大変厳しい状況であります。

また、集会所の活用に関しましても施設の改修には相応の費用と期間を要することから、迅速な利便性の向上という観点では最も即効性があり、かつ費用を抑えて確実に効果を発揮できる対策といたしまして、案内看板の設置、再調整を進めてまいりたいと考えております。

現在は、職員の手による簡易的な案内施設を行っておりますが、利用される方が迷わないための、遠くからでも目に留まる見やすさや分かりやすさは非常に重要でございます。そのため、今回の看板整備に当たりましては、トイレを使用させていただいている当該施設としっかりと協議を重ねながら、どのような案内であれば通行される方や観光客の皆様に1番伝わりやすいか。その配置や表現について分かりやすい案内看板を設置する方向で検討を進めてまいりたいと思っております。以上です。

○東議長 6番、佐川議員。

○佐川

今、答弁を頂きました。近隣施設を利用させていただき、看板を設置するのが1番早くまた管理的にも経済的にも、1番良いということでございます。東屋があつたらゆっくり休憩すると思うので、先ほど言われてましたように、近隣施設へのよく分かる案内板を、できるだけ早くに設置していただきたいと思っております。よろしくお願いします。

では最後にDMVについてお伺いします。

現在3基とも検査や修理のため、運行に支障が生じています。世界初のDMVは海陽町のみならず、地域振興や観光振興の象徴的な事業でもあります。現在の運行状況はどのように認識しているのでしょうか。

また、今後の修理や車両整備の見通し、通常運行への復帰時期、さらには今後の運営方針についてどのように考えているのかお伺いします。

○東議長 大久保観光交流課主幹。

○大久保観光交流課主幹

議員のご質問にお答えいたします。

世界初の本格営業運行であるDMV事業は、徳島県、高知県の両県、そして沿線自治体が一体となり、広域的な地域振興や観光振興を牽引する地域全体の象徴的な事業として、これまでともに歩みを進めてまいりました。

今後の事業についてでございますが、本事業は、各自治体が基金を積立て連携して阿佐海岸鉄道を支え合っている広域的なプロジェクトであります。したがって、一つの自治体の考えだけで方向性を決めるものではなく、全体として足並みをそろえ、維持、発展させていくという

ことが基本方針となります。

現在、徳島県において、将来にわたりDMV事業を継続させていくという強い意志のもと、連携して事業が進められているところでございます。

本町といたしましても、世界初であるこのDMVを活用し、さらなる観光誘客や地域振興につなげるため、今後も関係自治体や関係機関と連携し、事業の維持、発展と利用促進に努めてまいりたいと考えております。

また、DMVの現状についてでございます。現在の車両の状況と運行停止の具体的な原因及び復旧に向けた取り組みの現状についてお答えをいたします。

現在、DMVの全3車両が運行を停止する事態となっており、関係各位に大変なご不便とご心配をおかけしております。各車両の不具合の状況と原因につきましては、詳細が判明しております。

まず1号車につきましては、線路走行時の安全を確保する運転保安システムの不具合であり、現在はシステムの修繕と調整作業を行っております。

3号車につきましては、経年劣化に伴う車輪アームの取付け溶接個所の不具合が確認されたため、こちらも現在、修繕作業に着手しております。

これらに加え、残る2号車におきましても本年5月26日、27日の定期点検におきまして、新たに板バネ取り付け箇所のクラックが発見されたところでございます。このため安全性を最優先とし現在は、全便を運休する措置をとらせていただいております。この2号車につきましては、現在整備メーカー等と今後の具体的な対応方針を慎重に検討している段階でございます。

このような事態を受け運行主体である阿佐海岸鉄道におきましても、各事案とも速やかに整備メーカー等と情報共有を行うとともに、適宜、国に対しても助言を求めるなど早期の復旧に向けた調整を懸命に進めております。これまで修繕作業を受け入れる体制に制約がございましたが、徳島県のご尽力により、新たな協力工場が確保されたことで、複数の車両を並行して修繕できる体制の構築が進んでおります。

安全性の確保を大前提とし、整備メーカーや国、そして徳島県をはじめとする関係機関と一丸となり、1日でも早い通常運行への復帰に向けて取り組んでいる現状でございます。

運行の復帰時期についてでございますが、徳島県をはじめとする関係機関の対応により、修繕体制は強化されておりますが、今回の修繕はいずれも安全の根幹に関わる部分でございます。部品の交換や調整の後、入念な動作確認や試験運転を重ねる必要があり、現段階で確実な運行再開の時期をお示しすることはできません。以上です。

○東議長 6番、佐川議員。

○佐川

今はこの周辺の観光資源となってるDMVですが、県のほうも継続をしていただけるということでもあります。けれども、車両がいつ返ってこれないか分からないので観光資源となるには少し時間がかかると思いますが、町長の私見をお伺いします。

○東議長 議長。三浦町長。

○三浦町長

お答えをいたします。先ほど主幹からもありましたように、本事業は各自治体が基金を積立てて広域的に行っているプロジェクトでありまして、一つの自治体の考えだけで方向性を決めていけるものではございません。

また、自治体が出資している三セクの質問に関してはですね、一般事務の調査権の範囲内で

のお答えは可能であります但しそれ以外はできませんので、特に海陽町の町長が社長の任を受けておりますのでこう不用意な発言ができませんのでご理解を頂いて、その上でですね、海陽町としてどう考えているのかということでお答えをしたいと思います。

阿佐海岸鉄道への海陽町の負担額というのが、総額の約26%でありまして、年間1800万円の負担金がかかっておりますが、その財源というのは国の起債が対象になっているために、町の実質負担というのは、年間で約540万円ほどとなっております。一方で、従業員13名のうち11名が海陽町に住んでいるため、1人当たり国から年間約20万円の交付税が入るということで、実質、町財政からの負担額というのは、毎年320万円程度であると考えられます。さらに従業員1人当たりの経済効果が海陽町内に住んでいるということで1日2000円余りあったとしても、13名で年間1000万円近くの経済効果もありまして、今までのテレビ放映が約50本、そのほとんどに海陽町の名前も出ておりますので、テレビの広告料1本50万円と考えても年間500万円の年間10本としても年間500万円の効果もありまして、1000万円以上の便益が上がっているというふうに考えております。

ほかにも、年間約2万5000人余りの乗客、乗っていないように見えてそれだけ乗客が来ておりますので、全て海陽町を皆さん通るために、観光面での集客やまた牟岐線の存続にも大きく寄与していると考えられて、DMVが走る海陽町には大きなメリットがあると言えると思います。

今後の基金の動向とか、また、老朽化の問題などは、現時点では未知数であります但し、海陽町単体で考えますと、DMVの効果は、負担金以上の恩恵がありますので、運行ができるうちはですね、何とか地域のために最大限に今後も利用していきたいというふうに考えております。先ほどの議員の質問の海南駅の活性化にも大きくつながってくるものであると思いますので、引き続き強力な応援と、また、後押しのほうをよろしくお願いをいたします。

○東議長 6番、佐川議員。

○佐川

DMVについては海陽町にとっては大きな効果があるということで、住民の皆さんも、これから先どうなるか、今後の行方がとても気になると思います。分かれば情報発信をできるだけしていただきたいと思いますのでよろしくお願いをいたします。

では続きまして2番目の質問に移りたいと思います。避難所環境の整備についてございます。

最近各地で地震が頻繁に発生しています。しかし、日常生活の中では、防災への意識が薄れがちになっているようにも思います。

先日、快適避難所モデル検証に参加しテントを活用したパーテーション設置を体験しました。従来の間仕切りと比べプライバシーの確保という点では大きな改善をされていると感じました。本町でもテントの備品は十分備蓄していると以前伺ったことがあります。

しかし、その一方で、近年の猛暑を考えるとテント内は非常に高温になることが予想され、空調設備なしでは快適な避難生活を送ることは難しいのではないかと感じました。

現在、海陽町では、避難所となるところの公的施設においては、エアコンが設置されていますが、多くの方が避難する場所は主に体育館になりますが、海陽町は令和7年度5月1日現在の文部科学省の体育館空調設備設置状況の全国調査では、体育館への空調設備率が100%と示されておりました。現在設置されている空調設備は、スポットクーラーという名前のクーラーであり、前に行くと涼しい風が出ますが、全体を冷やすものではありません。年々厳しさを増す猛暑の中で、本当に現在の設備だけで十分なのでしょうか。

避難所では、高齢者や乳幼児、基礎疾患のある方など、特に暑さの影響を受けやすい方も一緒に生活することになります。私は今後想定される猛暑の環境を考えたとき、現在の設備だけでは十

分ではないのではないかと危惧しています。

そこでお伺いします。町として、現在の避難所の空調設備で十分であると考えているのか、またさなさらなる暑さ対策や避難環境の改善について、今後検討する考えはあるのか、お伺いします。

○東議長 奥原建設防災課長。

○奥原建設防災課長

はい。それではお答えをいたします。

近年の日本の夏は、最大級の暑さと表現されることが多く、特にエアコンのない体育館は、猛暑をしのぐには非常に厳しい状態であることは強く認識はしております。

本町では、各小中学校の体育館には、議員先ほどお話のとおりスポットクーラーは常備しているものの、体育館が避難所となれば、多くの人が一つの空間に密集するため、熱気や湿気がこもりやすくなります。また、高齢者は暑さを感じにくく、体温調整機能が低下していますし、乳幼児も環境の変化に弱いため、特に暑さに弱い高齢者や乳幼児にとっては厳しい環境ではあります。このことから、各学校の教室には空調設備が完備されております。

補完的な対策といたしまして、空調設備のある教室の活用が必要不可欠であり、教育委員会とも共通の認識を持っているところでございます。一方、発災後の学校の早期開始という観点も考えなければなりません。そこで授業で使用しない、空調設備がある教室を高齢者や乳幼児を優先的に活用するなどの方法を講じていきたいと考えます。

このように、現状では、体育館での避難生活においては十分とは言えず、このことから今月末に関係各課で、体育館への空調設備の導入に関しての検討に入りたいと考えております。その中で、導入の必要性や財源的なものを含む課題やスケジュールなどを洗い出し、他自治体の導入事例などを調査研究しながら、検討を重ねてまいりたいと思っております。避難所における二次被害はふさがなければなりません。引き続き、ハード、ソフト両面から避難所における環境整備を構築してまいります。よろしくお願いいたします。以上です。

○東議長 6番、佐川議員。

○佐川

暑さ寒さで関連死につながる可能性もあります。各教室についてエアコンを使用できるということで、病気というか、高齢者や乳児、基礎疾患を持ってる方も、そちらのほうですとして安心安全に過ごせるような体制を可能にするということで、しかし、今小学校では、最近、特別教室も全てエアコンが入ったということですが、小学校のプールをするときに、今、気温と水温との差が、大きければプールができないっていう、そのときにはやはり体育館で体育をするということで、猛暑の中でも児童生徒が安心して体育館が利用できるように早急に検討、話合いを持つということなので検討していただきたいと思います。

次にもう最後になりますが、次に、防災資機材の点検体制についてお伺いします。各自主防災組織では保有している資機材、発電機などについては日頃から点検や試運転を行っていると思います。しかし、公的施設に配備されている防災資機材については、十分な点検が行われていないという状況も現状があります。実際に公的施設において、防災訓練の一環として発動機を稼働させようとしたところ、これまで1度も試運転をしていなかったため、運転できず、修理が必要になった事例がありました。災害時に必要な資機材は、いざというときに確実に使用できなければ意味がありません。

そこでお伺いします。町が管理する避難所や公共施設に配置されている発電機などの防災資

機材について、どのような点検体制となっているのか、また定期的な試運転や動作確認をどのように実施しているのかをお聞かせください。あわせて今後点検記録の記録や計画的な維持管理をどのように進めていくのか、町の考えをお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○東議長 奥原建設防災課長。

○奥原建設防災課長

はい。それではお答えをいたします。

災害発生時に、避難所などに配備された防災資機材が迅速かつ確実に機能することは、住民の安全安心を確保する上で、極めて重要であると認識はしております。現在、防災資機材などを配備している公的施設は、海南庁舎、海部庁舎、宍喰庁舎、海部高校、各小中学校、南部防災館、海南文化村などでありまして、その中には防災食や折り畳みベッド、それからマット、簡易トイレ、発電機、また、昨年度購入をいたしました、充電器、海水淡水化装置、スターリンクなどを配備しておりまして、また、防災倉庫には、テント、パーテーション、段ボールベッド、給水タンクなどを配備しております。防災資機材などの管理体制につきましては、不定期ではありますが、作動状況や数量の確認を行いまして、防災食の賞味期限や数量の管理を行っているところでございます。

また、園校長会においても、学校長へ管理のお願いを行ったりもしております。また、地域住民や自主防災組織の方々が参加していただける防災訓練におきまして、実際に防災資機材に触れていただくことで、平常時からの維持管理と操作技術の向上を図っていただいております。

今後でございますが、議員お話のとおり、そういった事例がないように、出水期前の点検の実施、また、施設管理者への再度お願いなど、点検体制の強化に努めていこうとは考えております。

今後とも、いざというときに万全の体制で稼働できるよう、防災資機材の適正な管理体制の構築に努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○東議長 6 番、佐川議員。

○佐川

そういう資機材を置いているところは、大体多くの方が集まる場所なので必要不可欠なものだと思います。住民が安心安全のために、定期的に管理点検を行っていただき、また高いところ、水がかからないところには、置かないといけないと思いますが、さっと出せるというか、この配置場所についても考えていただきたいと思います。これからいつ起こるか分からない災害ですが、それに対していろいろ点検管理を行っていただきたいと思います。よろしくお願いします。

これをもちまして私の一般質問を終わります。

○東議長

佐川議員の一般質問を終わります。議事の都合により休憩します。

(休憩 午前 11 時 57 分)

(再開 午後 1 時 29 分)

○東議長 休憩前に引き続き再開します。

一般質問を続けます。1番、木内議員。

○東議長 1番、木内議員。

○木内

1番、木内秀樹、議長の許可がありましたので、一般質問させていただきます。

海陽町の海陽町ふるさと創造戦略補助金のうち、起業支援事業についてお伺いいたします。

人口減少が進む中で、地域の新しく仕事を生み出す企業は、町の将来を支える大切な柱だと考えております。一方で、補助金の交付はあくまでスタートであり、その後どのように事業が続き育っていくかを丁寧に見ていくことが重要だと感じております。また、起業を志す方の多くは、移住や住まいの確保とセットで、町の定着を考えていると思っています。

そこで今回は、企業支援の現状と、移住、空き家対策との連携という視点から以下の3点について質問いたします。

1点目、ふるさと創造戦略補助金のうち、起業支援事業の現在の利用状況についてです。

起業支援事業のこれまでの年度ごとの申請件数、採択件数、これをどのように把握しているのか、お示してください。また、制度の周知方法や相談の体制について、現状どのように取り組まれているのか、あわせてお伺いいたします。

2点目に、起業後の事業継続状況と成長度合いについてです。起業支援事業では、企業から5年以上継続して事業を行う計画を要件としていると承知していますが、実際に補助金交付後の事業者がどの程度、どの割合で事業を継続しているのか。町として把握している範囲でお聞かせください。あわせて、売上げや雇用の増加、事業の拡大など、事業の成長度合いについて何らかの指標やアンケート等での把握をしている点があればお示してください。

さらに、補助金交付後のフォローについて、例えば、数年ごとのフォロー面談や商工会、徳島県よろず支援拠点等の支援機構への橋渡しなど、今後どのような形で、搬送支援を強めていこうと考えておられるか、お伺いいたします。

最後の3点目。起業支援と移住、空き家対策との連携についてです。海陽町では、移住定住の促進に向けて、空き家バンクや空き家改修支援補助金、移住体験施設など住まいに関する様々な施策を実施していると承知しています。一方で、移住を検討される方の中には、海陽町に移り住みながら新しく仕事を生み出したいというニーズも少なくないと考えています。

現時点で、移住相談窓口と企業相談の情報共有や連携の状況、空き家バンクや空き家改修支援補助金を活用して、店舗兼住居などでの今までの利用があったのか。これをどのように把握しておられるのかお聞かせください。また、今後、企業支援と移住、空き家対策をパッケージとして案内するなど、住まいと仕事をセットで支援していく枠組みについてどのような方向性を検討しているのか、お考えをお伺いいたします。

以上の3点を通じて、新たに一步を踏み出す方や、新しく仕事を生み出そうとする方が、海陽町で暮らしと仕事の基盤を築きやすくなるような支援の在り方について答弁をお願い申し上げます。

○東議長 乃一産業振興課長。

○乃一産業振興課長

海陽町ふるさと創造戦略補助金のうち起業支援事業について、現制度の利用状況はどうなっているのか、とのご質問についてお答えいたします。

本補助事業は、新たに起業をする事業者を支援することで地域の活性化を図ることを目的に平

成27年度に創設されました。令和7年度で10年が経過したところでございます。

令和7年度までの累計の申請件数は17件でございます。採択件数につきましても、同じ17件となっております。また、そのうち、現在の事業活動状況でございますが、15件が事業継続、7年度から始まった事業者もいらっしゃいますので、5年以上というのはちょっと詳しくは申し上げませんが、現在15件が事業を継続されております。2件が廃業ということで、定着率としましては88%で、一定の効果があらわれているものと考えているところでございます。

また、この10年間で交付しました起業支援事業の補助金の総額でございますが1422万円となっております。近年はコロナ禍でありますとか物価高騰の影響によりまして、年間の利用者数は、一、二件程度ということになっているのが現状でございます。

続いて、2件目のご質問のほうに入りたいと思います。起業後の事業継続状況、事業の成長は、どのように把握しているのかというようなご質問であったかと思えます。ちょっと重複いたしますが、これまで本事業を活用して、事業を現在も継続している事業者は15社、定着率は88%でございます。補助事業の要綱上はですね、決算書の提出まで求めるものとは規定されておられません。そのためですね、各事業者のこれまでの業績でありますとか、従業員の数までは、現在把握できておりません。ただですね、情報の把握はですね、早い段階で必要な支援策を検討するに当たりまして、重要なことであると認識しております。

今後はですね、商工会などを通じまして情報共有、収集に努めたいと考えておるところでございます。また本町におきまして、起業開業していただいた事業者様が、今後も引き続き事業を継続していただくということは、町民の皆様や観光客が立ち寄る場になりまして、町の活力、魅力の向上につながるものとも考えておるところでございます。

補助事業の趣旨としましては、企業にかかるイニシャルコストを支援することで、参入のハードルを下げるというもので、町内にたくさんのお店ができることで、町の活性化を図るものでございますが、事業者の皆様にとりましては、その後の事業活動こそが重要であるということでございますので、補助金の交付をして終わりということではなく、その後の経営相談等につきましても、商工会や県関係機関等と連携をすることで、事業者の皆様がよりよい発展をできるよう取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

さらに今後はですね、規模拡大でありますとか、新規雇用等の意欲的な事業者様のニーズを把握いたしまして、企業努力だけでは課題解決が困難なことにつきまして、公的支援が可能かどうかという部分も含めまして、研究していきたいと考えておるところでございます。

続いて三つ目のご質問のお答えですが、起業支援と移住、空き家政策、それから、例えば空き家を改修して起業する場合の連携などはどうなっているのかとのご質問についてですが、現在、海陽町では、起業支援、移住政策、空き家活用などの窓口は産業振興課が一括して担っております。したがって、これら全てのご相談をワンストップで対応することが可能な体制となっております。

直接窓口へご相談頂いた方はもちろんでございますが、移住相談会の場におきましても、空き家バンクの情報でありますとか、起業支援補助金、空き家改修補助金、ご説明を丁寧にさせていただいているところでございます。本町に人、事業所を定着させるべく、取り組みを行っているところでございます。

また各事業間、補助事業の間の連携につきましては、事業ごとに要件の違いはございますが、それぞれの制度の範囲内で最大の支援ができるよう、課内での情報共有を行っているところでございます。

今後も継続して取り組みを行うことはもちろんでございますが、より広く知っていただくために、広報活動等についても積極的に取り組むとともに、より効果的な施策となるよう、制度改正についても検討してまいりたいというふうに考えております。

いずれにしても様々な事業に取り組むことで、地域の魅力を向上させ、人口増、地域活性

化につなげてまいりたいと考えているところでございますので、その際には、議員の後押しご支援をよろしくお願いいたします。以上でございます。

○東議長 1 番、木内議員。

○木内

令和に入って、コロナの影響もあると思いますが、希望の件数かなり減ってると思います。今後、ホームページのリニューアルなどを通じて、周知方法どうやって変えていくのか。継続率の 88% ぐらい継続率が非常に優秀だと思います。

今後もうこういう継続率でやっていくために、ホームページなどでの改善っていうのはいかがものなのか、どのように考えておられるのか教えてください。

○東議長 乃一産業振興課長。

○乃一産業振興課長

お答えいたします。具体的にホームページ等の改修等する予定はないのかというようなご質問であったかと思います。

広報の媒体につきましては、ホームページ、SNS、それから従来どおり紙媒体とチラシも含めてですね、内容をもう一度見直しまして、より分かりやすく皆様に伝わりやすい広報の製作に努めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○東議長 1 番、木内議員。

○木内

今後も伴走支援や、移住、空き家対策との連携を進めていきたいという前向きのご答弁、ありがとうございます。

新しく仕事を生み出す方の挑戦は、町の様々な問題を解決していくための大切な一步だと考えております。今日お示し頂いた企業支援や空き家対策の方向性が、その一步一步を確かな形にしていくことを期待し、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○東議長

木内議員の一般質問を終わります。一般質問を続けます。

4 番、幸谷議員。

○幸谷

失礼いたします。4 番、日本共産党幸谷智子です。議長の許可を受けましたので、通告書に従いまして一般質問を行わせていただきます。

質問に入る前に、通告書第 1 項で予定しておりました中学校給食費の無償化についての質問ですが、先ほど富田議員の中学校給食費についての一般質問があり、森崎次長からも現状の課題や今後の方向性、財政面での課題、ほかの自治体の動向といった点につきましても、既に富田議員の質問によって、議論が尽くされたものと受け止めましたので、第 1 項の中学校給食費無償化についてのうち、1 番、2 番、4 番の質問につきましては、これを取下げさせていただきます。

2 番につきましては、私が長年、教育現場で培ってまいりました経験から、どうしてもここだけは、町長のご認識、お考えを直接お聞きしたく思います。

それでは質問に入らせていただきます。

三浦町長は、令和7年12月の定例会において、教育環境の充実が必要、ICTやグローバルを柱とした都会に負けない教育を実践して、最近ではそれが魅力の一つとなり子育て世帯の転入者も増えてきている、もっとそちらのほうに投資する必要があると思う。給食の無償化よりもさらに魅力的で、町の教育施策とマッチした海外への修学旅行の無償化なども検討中であるとご答弁されています。

そして、今日、先ほどの富田議員とのやり取りの中でも、中学校給食無償化よりも海外修学旅行の無償化、中学校給食無償化よりも、グローバル教育重視ってそういうふうなお言葉が、教育長のほうからも、町長のほうからもありました。

しかし、子育て世代の転出を減らし、本町ここで子育てがしたい、と思える魅力的な町にしたいという町長の熱いお考えは、未来への子供たちの投資としての斬新な施策展開については、私は反対しているわけではありません。否定しているわけではありません。共感する部分もたくさんあります。

しかし、給食費の無償化よりも、というこの認識について、私はどうしても納得がいかない部分があります。町長の学校給食についての認識をお聞きしたいと思います。私は32年間、大阪の小学校教育現場で養護教諭をしてみいました。子供たちの命と健康を守り育てるという仕事をしてまいりました。また、大阪府教育委員会から食教育の研究指定校を受け、実践もしてみいました。その経験からはっきりと言えることは、学校給食は単なる給食の時間ではなく、子供たちの心と身体を育むかけがえのない教育の場、食べることを通しての教育の場そのものであるということです。

学校給食法にも明記されているとおり、給食は食育を実践する重要な場であります。地元の豊かな食材を通じた地産地消の学びや、地域の文化継承、そして何よりも全員が同じものをともに食べることで育まれるコミュニケーション、人間関係や感謝の心、これらは全て教科書だけでは学べない、義務教育における極めて重要なカリキュラムです。食育という教育を行うのに必要不可欠である学校給食についても、教科書と同様に無償とするのは、本来ではないでしょうか。

憲法第26条に定められた義務教育はこれを無償とするという精神に照らし合わせても、学校教育の一環である学校給食の無償化は、どれか一つの施策を選ぶために、後回しにしてよいというものではないと私は考えています。海外への修学旅行や、世界に羽ばたく、グローバルの人材を育てるという、すばらしい挑戦も全ては子供たちが毎日健康な体で安心して学校に通っているという、強固な土台があってこそ初めて実を結ぶのではないのでしょうか。

朝食を満足に食べられない子、家庭の経済状況によって食に格差が生じている子、そうした子供たちの命と健康を等しく守るセーフティーネットの機能を学校給食は有しており、等しく教育を受ける権利を保障するという教育のスタートラインをそろえるのが、学校給食無償化の役割であると思います。

ですから、私は、給食の無償化よりも、ICTグローバル教育海外学旅行という、二者択一ではなく、教育の土台としての学校給食の無償化があるからこそ、海陽町ならではの魅力的な教育施策がさらに輝くのだという併走の横並びの視点を持っていただきたいと思います。子供たちの心身の健康を守り、健やかな成長につながる、生きる力につながる食育という教育の価値、そして義務教育無償化のステップとしての学校給食、学校給食費無償化が、喫緊の課題であるという認識に立っていただき、中学校、学校給食無償化よりもではなく、無償化あるからこそのお考えで、できるだけ早く中学校給食費を無償化していただけないでしょうか。

学校給食に対するご認識、中学校給食費の無償化を早期に実現させる、その早期実現に向けた町長のお考えを今一度、お聞かせいただけないでしょうか。お願いいたします。

○東議長 三浦町長。

○三浦町長

お答えをいたします。少し長くなるかもしれませんが、認識についてやっぱりもっと深め合いたいというところがありますので、議員のご質問に対しまして憲法及び各種法令の解釈と、本町の教育施策や、また、過疎化対策の基本方針に照らし合わせて私の考えを述べさせていただきますと思います。

まず、議員の認識と私の考えで大きく異なるのは、憲法26条のとらえ方でございます。

議員が言及をされている第2項の義務教育の無償は、最高裁の判例が示すとおり、あくまで授業料の不徴収を指すものでありまして、教科書代や給食費など、全ての費用を無償化するという趣旨ではございません。学校給食法の第11条第2項におきまして、経費は、保護者の負担とすると明記をされておりまして、保護者の義務も専門教育ではなく、普通教育というふうに限られております。

末端の自治体である、本町がまさに直面し、最優先で保障しなければならないものは、むしろ同じ憲法26条の第1項が定める能力に応じて等しく教育を受ける権利、いわゆる学習権のほうだと思っております。

現在日本が抱える最大の課題というのは、都市部と地方との深刻な教育格差にあります。都市部に出ていけば、等しく教育を受けられるじゃないかという考えもあるかもしれませんが、そのような考えは、現在の都市一極集中をさらに助長し、海陽町から、若い世代の人口流出と少子高齢化を加速度的に進めるだけで、まさに地方切捨ての考えであると思います。

子供たちが、どこに生まれ育っても、その学習権を担保し、地理的不利を克服することこそ、政治が主導すべき最優先課題であると考えております。その観点から、私は同じように、保護者が積立てして支払いするのであれば、給食費より教育委員会からも話のあった、海外への修学旅行がより魅力的で、町のグローバル教育という教育施策ともマッチしたものになるのではないかと思います。昨年の12月議会で発言をさせていただきました。

修学旅行は、学習指導要領で定められた正式な特別活動の一つです。本来は、保護者負担であるこの費用を、行政が戦略的に支援をして、教科書の教科の授業と同等に位置づけられている、都市部に負けない質の高い特別活動として充実させることのほうが、海陽町の子供たちの学習権を実質的に保障するための極めて重要な政策になると思っております。

お金があれば、全て無償にしたいのはやまやまなんですけれども、潤沢に資金がないのが現状でありまして、本町では、これまでも政策的に第三子以降の給食費の無償化や、上限多く4000円に抑える第一子からの補助、そして食育の観点から、地産地消の推進や、さらには、2018年に約4億円をかけて新設した給食センターにおいて、2020年の文科省のガイドラインに先駆けまして、アレルギー対応を徹底するなど、先進的な取り組みも行っていました。

今回、国の施策で小学校の給食費を一部補助するという方針が出ましたが、地方自治法の第2条14項にあるように、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないという、行政の根幹原則にのっとって対応したところでありまして、中学校の給食費に関しても国の方針が出れば、無償化もしていければと思います。

しかしながら、町独自の予算の使い方としましては、単なるばらまきにならないように先ほど申し上げました修学旅行の充実のような、教育の機会均等を守る投資に優先順位を置くべきであると考えております。

2009年から学校給食法が改正をされまして、教育の一環として実施していくということが明確化されましたが、栄養士の食に対する指導や、また衛生管理等が主な改正でございます。そして最近の学校現場を見ますと、子供たちに昔のように給食を掃除の時間まで残って食べさせるということはさせず、嫌いなものは最初からのけたり、そして量驚くほど最初から減らすなど、食育以前の課題も身請けられまして、全額無償化という形式を負うよりも、ほかにやるべき本質的な取り組みがあるのではないかと感じます。

例えば、ここで食べられないような世界各国のメニューを日替わりで出して、ナイフやフォーク、あるいはこう手を使うなどしてその国の文化まで、五感で味わえるようなランチを提供してその値上げ部分を町が補助するなど、子供たちに何を学ばせるのかを戦略的に考えた食育であれば、調理体制や、また、予算が許す範囲において大いに一考する施策になり得ると思います。

法律をしっかりと紐解いて理解した上で、全国一律の施策をただなぞるのではなく、地域の特徴に応じた施策を展開して、地理的不利を克服していくことこそが、私も所信表明で触れましたが、政治的主導で戦略的に、よそにはない施策を効果的に展開し、教育と少子化の両方に大きな効果を発揮させるという本町の方針でございます。

この海陽町の子供たちの未来のための戦略へのご理解と、またこれからの力強い後押し、また議員の新たな発想も頂きますよう、よろしくお願いをいたします。

○東議長 4番、幸谷議員。

○幸谷

法律の解釈おっしゃられて、私もその解釈はよく存じております。分かってて、申し上げさせてもらったんです。

親御さんから、私1人が、そういうふうにして、これ言ってるんじゃないです。

海陽町にお住みの中学校のお子さんをお持ちのお母さん方に思っておられる方多いと思うんですね。

だから、さっきも申しましたようにグローバルとかICTとか、海外の修学旅行否定してるわけじゃないです。未来の子供たちの投資を否定してるわけではないです。

ですけど、本当に何ていうんですか。教育の基盤をなす、本当に子供たちの命と健康を守る、本当その当たり前のところのところの土台それをやっぱり大事に、ご認識していただいていると思いますけど、やっぱりそういう土台をきちんと固めながら、そしてそういうふうな斬新的なグローバル的なものをされていくっていうこの何ていうんですか、優先するとか、そうじゃなくて、もう大事さは同じです。横並びですって。はい。だから経済的な状況によって、一旦やっぱり無償化は引かなあかんときってあると思います。けども、無償化よりもこっちが大事ですからっていうんじゃないで、同じように大事に認識してるけども、経済的な状況が今こうですから、だからちょっと、こちらのほうの無償化のほうの対応については、遅れるかも分かりませんけどもっていう、そういうふうな言い方だったらなんですけど、いつも何か、当然と言ったら語弊があるかも分かりませんが、学校給食よりもっていう、優先する学校給食は後回し無償化は後回しっていう、こういうふうな並列の関係じゃなくて、上下の関係っていうのはやっぱり感じられて、仕方がございません。

だから、認識の平行線のところは、お話をさせていただいても平行線に終わるかも分かりませんので、やっぱりその学校給食の無償化等、そして今取り組んでおられるそういう事業は、横並びのものであって学校給食を後回しにする、こっちを優先するっていう、そういうふうな何ていうんですか、捉え方じゃなくって、もう本当にどっちも大事です。そういうふうな捉え方をしているんだと思うんですけど、やっぱりおっしゃられる、そういうところにはそういうふうな、捉えにくいちょっとところがございますので、本当に平行線かもしれませんが、やっぱり海陽町に住む親御さんとしては、当たり前のことが当たり前にきちっとされてからっていう、そういうしてほしいって、そういう思いも寄せられておりますので、もう一度、学校給食の無償化につきましては、予算は限られているとは思いますが、早期に実現できる方向で検討を続けていただきたいと思います。

次移ります。次の質問に移らせていただきます。

補聴器購入費助成制度についてです。なぜ私が今日この場でこの補聴器購入費助成制度について

て質問をさせて頂くかというと、一つは、私自身が加齢性難聴者で現在両耳に補聴器をつけている当事者です。

ですから、本当に加齢性難聴の不便さ、日常生活における支障、そして補聴器を早期に装着したときのこの爽快感、本当に日常生活支障のないコミュニケーションが取れる、こういう経験者でもあります。だからそれが一つ目。それと、私たち日本共産党のほうで、地域に回って皆さんのニーズアンケートとってまいりました。そのときに、やはり町民の方からも補聴器買うのにちょっとお金出してくれんけっていう、欲しいなっていうお声が寄せられていました。ですから、ここで質問をさせていただきます。

2025年の3月の定例会で、原前議員の補聴器購入費補助制度についての一般質問に、今後、障害福祉の自立支援給付が、受けられないレベルの難聴の方に対する補助制度について、先進事例を参考に検討していきたい。と、北村長寿福祉人権課長が答弁されています。しかし、今年度になっても実施に至っておりません。今年度、徳島県、24、24あるんです。自治体が。24自治体のうち12自治体が、加齢性難聴者、軽度、中度の難聴者です。への補聴器購入費補助制度を実施しています。海陽町ではまだ実施されていませんが、海陽町内でも、先ほど申しましたように、実施を求める要望が高まっています。

本当に耳が聞こえにくくて音が聞こえにくいっていうのは、コミュニケーションがとりにくし、本当に認知症につながるっていうのが、医学的にも実証されてきています。本当に補聴器を早期につけたら、日常生活支障のないところまで行きます。早めに補聴器をつけることで、認知症の発症を抑えることができることが分かってきています。実施をより早期に、実施をこの補聴器購入助成制度を実施してくれることによって、早期に補聴器をつける人が増えると思います。結構、歳いつてきたから補聴器をつけたら調整も煩わしいし、つけるのも煩わしいんです。せっかく買こうても付けてない方っていうのおられるんです。それを本当に65歳というところを一つの目安にして、補聴器をつける人が増えてきたら先ほども申しましたが、早期に認知症を予防することができることに本当につながると思います。ですから、今もずっとご検討してきてくださっていることと思いますけれども、できるだけ早期に実施をしていただけますように、お願いをして、現状がどうなっているのか。

そして、実施の見通しについてどうなっているのか。についてお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

○東議長 北村長寿福祉人権課長。

○北村長寿福祉人権課長

補聴器購入費補助制度はできないのかとの質問にお答えをさせていただきます。

補聴器の購入に関しましては両耳の聴力レベルが70デシベル以上の聴覚障害であれば、身体障害者手帳を取得いたしまして、自立支援給付が受けられると。自立支援給付では個人住民税が非課税であれば、障害の程度に応じて基準額まで公費負担で受けられる。課税されている場合であっても、基準額の1割負担で補聴器を購入することができるようになってございます。

しかしながら加齢による軽度、中度の難聴を抱える高齢者の方々は、自立支援給付が受けられないため、それぞれの自治体で補聴器購入に対する補助制度を導入する動きとなっております。

令和7年3月定例会でご質問頂いた時点では、この当時は先駆的な質問であったかと思いますが、全国で390の自治体が、県内では令和7年度から上板町や神山町で補助制度をスタートさせるような状況でございました。

現在では、全国では600を超える自治体が、県内でも議員のお話にもありましたように、12の市町で補助制度が実施されている状況となっております。

加齢により聞き取る機能の衰えが進行いたしますと、コミュニケーションがうまくとれなくな

り、脳の活性も低下し、鬱状態や閉じこもりなど発展する恐れもございまして難聴は、認知症の危険因子の一つとも言われております。

これらのことを踏まえまして補聴器購入費補助制度につきましては、本町におきましても県内自治体と同程度の補助制度を今すぐというわけにはまいりませんが、次年度当初を目標に進めたいというふうに考えております。

聞こえの変化は日常生活の中にも、感じるであろうかと思います。高齢者の皆様方には聞こえの不安や変化を感じたら耳鼻咽喉科へのご相談を頂くほか、本町で年2回実施しております、聞こえの相談会、などにも活用していただきながら、早期受診と補聴器の装用などにより、聞こえの改善を行っていただき、認知症予防や健康寿命の延伸につなげていただきたいというふうに考えております。

○東議長 4番、幸田議員。

○幸谷

はい。本当にうれしいご答弁です。ご尽力、本当にありがとうございました。

次年度当初ということで。はい。出していただきまして、そしたらそれまでに、大体、現在のどのぐらいの補助額がというのを考えの額がございましたら、お教えいただきたいんですけど。

○東議長 北村長寿福祉人権課長。

○北村長寿福祉人権課長

はい。お答えいたします。海陽町の金額というところは、まだ今から検討するというところですが、県内自治体の補助金の金額等々を見ますと、おおむね2分の1補助で上限が3万円というところが大半でございまして、大体これぐらいの水準を目指してまいりたいというふうに考えております。

○東議長 4番、幸谷議員。

○幸谷 ご答弁ありがとうございました。それって、当然片耳、片耳ですよ。

○東議長 北村長寿福祉人権課長。

○北村長寿福祉人権課長

お答えいたします。県内の自治体でちょっとヒアリングのほうでね、お電話でちょっとお伺いしたんですけども、今現状としては両耳、方耳を問わず、上限3万円という自治体がございすし、中には、両耳であれば、片方3万、片方3万という自治体もございすので、また議員いろいろ教えていただきながらですね、この辺は検討してまいりたいというふうに考えています。

○東議長 4番、幸谷議員。

○幸谷

はい。ご答弁ありがとうございました。当然付ける側からしたら、こっちとこっちと買いますので。はい。だからやっぱり、できましたら片耳3万、こちら3万っていうふうに、そういう方向でご検討していただけたらありがたいなというのと、次年度当初で目途についてということで、おっしゃっていただきましたので、それまでに、まだちょっと期間がございすので、良い方向に

ご検討していただきまして、それとさっき聞こえの相談室、実施ってということで、65歳をある程度一つ線行かしていただいて、そのときに早期にやはり聞こえのチェックをするためにはやっぱり聴力検査っていうそういう機会がやっぱり必要となってくるんですね。それで前に議会でも総合健診なんかには聴力検査入れないかっていうのも、お答えがあっても承知しております、あれは、慢性疾患検診だからということ。だから、もし本当に自主的に聞こえにくくなったら耳鼻科に行って聴力検査をする方ももちろんおられると思いますけど、ほとんどの方がちょっとそのうちみたいな感じで、すぐに行動する方は、少ないかと思うんですね。特に軽度とかでしたら、だから、本当に身近な場に、65過ぎてきたらちょっと聞こえにくいなっていう人が聞こえの相談室、相談会以外にですね、聴力検査を受けられるような、そういう機会とか場所っていうのがあったらありがたいなっていうのと思うのと、それとヒアリングフレイルの早期予防対策は、広報などで本当に周知していただいています。こういうのも引き続き周知をして頂きたいと思います。

それと、補聴器購入費の補助制度の申請手続をですね、できるだけ簡略化をしていただけたらというふうに考えています。これは要望として出させて実施までに、制度実施までに、こういう点もご検討していただきまして、くっつけていただけたら、もう本当にうれしいと思いますので、お願いした形で終わるんですけど、もしご答弁頂ける部分が今言ったところであるのであれば、頂きたいと思いますが、これはちょっと質問に出しておりませんので、要望として出させていただいてご検討していただけたらというふうに思います。

○東議長 北村長寿福祉人権課長。

○北村長寿福祉人権課長

お答えいたします。聴力検査についてですけれどもちょっとなかなかそういう、身近にそういう機会が少ないかと思います。海南病院のほうでもですね、特定健診のほうでですね、聴力検査ございますので、海南病院をご利用頂けたらと思います。

○東議長 4番、幸谷議員。

○幸谷

どうもご尽力ありがとうございました。そして、ご検討を引き続き実施までにしていただけると幸いです。よろしく引き続き、お願いいたします。

以上をもちまして、私の質問を終わらせていただきます。

○東議長

幸谷議員の一般質問を終わります。以上で一般質問を終わります。
議事の都合により休憩します。

(休憩 午後2時15分)

(再開 午後2時25分)

○東議長

休憩前に引き続き再開します。

初めに先ほどの幸谷議員に対する答弁の中で、北村長寿福祉人権課長より訂正がございます。

○東議長 北村長寿福祉人権課長。

○北村長寿福祉人権課長

一部訂正をさせていただきます。先ほど聴力検査の件で、海南病院で特定健診で受けられるというふうに申し上げましたけれども、正しくは企業健診で希望により検査できるということでございましたので、訂正をさせていただきます。

○東議長

お諮りします。

日程第4、議案第44号、海陽町高校生の居場所の設置及び管理に関する条例から、日程第22、報告第5号、事故繰越に係る繰越計算書の報告についてまでの議案審議について、本会議を休憩し全員協議会を開き議案の審議を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○東議長 異議がないようですので、本会議を休憩し、全員協議会を開き、議案の審議を行います。

本会議を休憩します。

（休憩 午後2時27分）

（再開 午後4時22分）

○東議長

休憩前に引き続き、本会議を再開します。

○東議長

日程第4、議案第44号、海陽町高校生の居場所の設置及び管理に関する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

○東議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」との声あり）

○東議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○東議長

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○東議長

日程第5、議案第45号、海陽町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

○東議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

○東議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○東議長

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり、可決されました。

○東議長

日程第6、議案第46号、令和8年度タブレット端末等購入契約についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

○東議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

○東議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○東議長

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○東議長

日程第7、議案第47号、令和8年度マイクロバス購入契約についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

○東議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

○東議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○東議長

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○東議長

日程第8、議案第48号、令和8年度（R7繰）資材運搬用トラック購入契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

○東議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

○東議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○東議長

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○東議長

日程第9、議案第49号、令和8年度CD-1型水槽付き消防ポンプ自動車購入契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

○東議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

○東議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○東議長

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○東議長

日程第10、議案第50号、令和8年度蛇王運動公園野球場衝撃緩衝材等設置工事請負契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

○東議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

○東議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○東議長

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○東議長

日程第11、議案第51号、令和8年度ホテルリビエラしきい受水槽更新工事請負契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

○東議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

○東議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○東議長

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○東議長

日程第12、議案第52号、令和7年度玉笠橋修繕工事変更請負契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

○東議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」との声あり）

○東議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○東議長

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○東議長

日程第13、議案第53号監査委員の選任についてを議題とします。人事案件についてでありますので、質疑、討論は省略し、直ちに採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○東議長

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意することに決定されました。

○東議長

日程第14、議案第54号、令和8年度海陽町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

○東議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

○東議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○東議長

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○東議長

日程第15、議案第55号、令和8年度海陽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

○東議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

○東議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○東議長

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○東議長

日程第16、議案第56号、令和8年度海陽町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

○東議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

○東議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○東議長

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○東議長

日程第１７、議案第５７号、令和８年度海陽町水道事業会計補正予算（第１号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

○東議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

○東議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○東議長

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○東議長

日程第１８、議案第５８号、令和８年度海陽町下水道事業会計補正予算（第１号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

○東議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

○東議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○東議長

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○東議長

日程第19、議案第59号、令和8年度海陽町海南病院事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

○東議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」との声あり）

○東議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○東議長

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○東議長

日程第20、報告第3号、繰越明許費に係る繰越計算書の報告についてを議題とします。報告でありますので、討論、採決はいたしません。質疑はございますか。

（「なし」との声あり）

○東議長

これで報告第3号を終わります。

○東議長

日程第21、報告第4号、建設改良費繰越に係る繰越計算書の報告についてを議題とします。報告でありますので、討論採決はいたしません。質疑はございますか。

（「なし」との声あり）

○東議長

これで報告第4号を終わります。

○東議長

日程第22、報告第5号、事故繰越しに係る繰越計算書の報告についてを議題とします。
報告でありますので、討論、採決はいたしません。質疑はございますか。

（「なし」との声あり）

○東議長

これで報告第5号を終わります。

○東議長

日程第23、海陽町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。お諮りします。
選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思えます。ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○東議長

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。お諮りします。指名の方法については議長が指名することにしたいと思えます。ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○東議長

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。選挙管理委員には、森貢氏、吉田和栄氏、櫛田恵子氏、東谷一郎氏、以上の方を指名します。お諮りします。ただいま議長が指名した方を選挙管理委員の当選人と認めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○東議長

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました森貢氏、吉田和栄氏、櫛田恵子氏、東谷一郎氏、以上の方が選挙管理委員に当選されました。選挙管理委員補充員には、由木和幾氏、宍戸正典氏、本庄和美氏、鶴真美氏、以上の方を指名します。お諮りします。ただいま議長が指名した方を選挙管理委員補充員の当選人と認めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○東議長

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました由木和幾氏、宍戸正典氏、本庄和美氏、鶴真美氏、以上の方が選挙管理委員補充員に当選されました。次に、補充の順序についてお諮りします。補充の順序はただいま議長が指名しました順序にしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○東議長

異議なしと認めます。したがって、補充の順序はただいま議長が示した順に決定いたしました。

○東議長

日程第24、議員派遣の件を議題とします。お諮りします。本件はお手元に配付のとおり、派遣することにしたいと思います。なお、派遣の内容を諸般の事情により変更する場合には、議長一任としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○東議長

異議なしと認めます。よって、議員派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

○東議長

日程第25、常任委員会及び議会運営委員会並びに特別委員会閉会中継続調査についてを議題とします。

お諮りします。本件はお手元に配付した各委員会の閉会中継続調査申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○東議長

異議なしと認めます。よって、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りいたします。本定例会に付議された事件は全て終了しました。会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○東議長

異議なしと認めます。よって、令和8年第2回海陽町議会定例会を閉会いたします。
慎重審議ありがとうございました。（午後4時40分）